

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業

「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」

分担研究報告書

外国人の子どもの教育環境に関する実態調査

- 岐阜県可児市をパイロット地域とした 行政・民間団体・研究者による協働研究

小島 祥美<sup>1</sup>、中村 安秀<sup>1</sup>、横尾 明親<sup>2</sup>、加納 正佳<sup>3</sup>、山本 和美<sup>3</sup>、若原 俊和<sup>4</sup>、  
中村 裕<sup>5</sup>、江尻 長門<sup>6</sup>、青木 英理<sup>6</sup>、矢島 英敏<sup>7</sup>、渡辺 慎一<sup>8</sup>

1大阪大学大学院人間科学研究科、2 NGO団体「外国人の子どもの教育と人権ネットワーク」、  
3岐阜県可児市企画部まちづくり推進課、4岐阜県可児市教育委員会学校教育課、5岐阜県可児市  
国際交流協会、6岐阜県地域計画局国際室、7岐阜県教育委員会学校政策課、8（財）岐阜  
県国際交流センター

研究要旨

本調査は、外国人集住地域である岐阜県可児市をパイロット地域として、外国人の子どもの就学状況を把握する実践的な調査方法の開発を目的に、可児市、可児市教育委員会、可児市国際交流協会、岐阜県、岐阜県教育委員会、（財）岐阜県国際交流センターと協働し、パイロット地域に暮らす就学年齢期に相当する全国籍の外国人を対象に教育環境に関する実態調査を実施した。

日本の公教育においては未だ外国人の子どもの教育・就学の権利が保障されていない今日、研究のための調査ではなく、調査結果という Evidence をもとに、外国人の子どもの初等教育享受機会の保障について行政施策に反映できるような具体的な提言を行う。

A. はじめに

1. 研究背景

1) 外国人の子どもが置かれた教育の現状

法務省入国管理局によると 2002（平成 14）年の日本における外国人入国者は 5,771,975 人（新規入国者 4,646,240 人、再入国者 1,125,735 人）で、過去最高を記録した。

日本に入国し在留する外国人は、在留資格によって管理されており、入国管理政策は「出入

国管理法及び難民認定法<sup>1</sup>」（以下、「入管法」と表記する）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく在留資格制度をとっている。

「本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に関わる在留資格又はそれらの変更

<sup>1</sup> 1951（昭和 26）年 10 月 4 日 政令第 319 号

に係る在留資格をもって在留するものとする」(入管法 在留資格及び在留期間 第2条の2第1項)

現在は28の在留資格<sup>2</sup>があるが、1989年の入管法一部改正(翌1990年6月1日施行)により、日系三世に関して在留資格「定住者」が認められるようになったのが大きな特徴である。いわゆる「単純労働者」は受け入れないとしつつも、日本のバブル景気による労働力不足がこの流れを助長し、入管法改正による在留資格が整備・拡充された。日系二、三世およびその配偶者が活動制限のない在留資格を取得できることが明文化されたのである。その結果、90年代に日系南米出身者、特にブラジル人の来日が急増した。

ブラジル、ペルーなど南米地域からの「デカセギ」が急増して十数年が経過したが、この「デカセギ」という言葉もコミュニティでは定着し、ポルトガル語辞書 *Dicionario Houaiss* や *Novo Aurelio ? o dicionario da Lingua Portuguesa* にも新語として *Dekassegui* が掲載されるまでになった(田島 2003:1、リリ 2000:16)。

外国人居住状況は地域的な偏在がある。例えば、東京都、大阪府、愛知県の3県の主要国籍別外国人登録者数<sup>3</sup>の比率を比較すると、東京

都は「中国」、大阪府は「韓国・朝鮮」、愛知県は「ブラジル」の占める割合が高い。つまり、地域によって居住している外国人の国籍は異なってきている(図1)。

日本における総婚姻届出件数に占める国際結婚の割合は5%に増加し、20組に1組が国際結婚である(李 2003)。国際結婚の増加に伴い、親が外国人である子どもが急増している(図2)。

生まれた子どもの国籍は、国籍法<sup>4</sup>により決まるが、1984年の国籍法および戸籍法の一部改正(1985年1月1日施行)により「父母両系主義」に改定され、その後は父親・母親どちらか一方が日本国籍であれば、子どもは国籍上「日本人」となった。

このように日本社会は急激に「多民族文化社会」になる中、夫婦が外国人および国際結婚した外国人にとって出身国の文化やコミュニティを尊重しつつ、日本社会の中でどのように子育てをし、教育を保障するか、ということが大きな課題となっている。

こうした現状であるにもかかわらず、日本の公教育においては未だ外国人の子どもの初等教育・就学の権利が保障されていない。

外国人の教育を受ける権利について、文部科学省の「就学事務ハンドブック」では、以下の基本対応を示している。

「一般に外国人は教育の義務は課せられていません。このことは、我が国でも、憲法第26条の規定から明らかであり、就学義務を負うのは日本国民であって、日本国

<sup>2</sup> 入管法によって規制される27在留資格と、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(以下、「入管特例法」と表記する)に規定される在留資格「特別永住者」がある。「特別永住者」とは、サンフランシスコ講和条約発効以前から日本に在住する旧植民地出身者とその子孫、永住者と同様、活動の制限はなく、在留期間も定められていない。

<sup>3</sup> 日本では入管法によって、外国人の在留資格が決められており、さらに「外国人登録法」によって、90日以上日本に滞在する場合(本邦で出生した場合などは60日以内)に市町村に登録し、出国、帰化、死亡などによりその登録は閉鎖される。入国後90日以内に出国する場合などには登録しない場合が多い。但し、特例上陸許可者、外交官、日米地位協定等に該当する軍人、軍属及びその家族等は登録の対象にならない。

<sup>4</sup> 1950(昭和25)年5月4日法律第147号。1984年まで国籍法は父系血統主義であったが、1985年の国籍法改正により「父母両系主義」に改定され、その後は父親・母親どちらか一方が日本国籍であれば、子どもは国籍上「日本人」となった。つまり、父親・母親ともに日本国籍を有しない場合のみ、子どもは「外国人」である。この国籍法改正の影響から、日本における外国人出生数が1985年一気に減少するという現象も起きた。

内に住所を有する外国人はこの義務を負うものではありません」(就学事務研究会 1993:64)。

つまり、国籍を問わずすべての子どもの教育を受ける権利が認められている「児童(子ども)の権利条約」に日本も批准しているが(参考資料)、実際には外国人の子どもの就学を「恩恵的」な形でしか許可しておらず、親あるいは保護者が就学手続きをしないかぎりその子どもは不就学の状態におかれ、国際基準となっている義務的な初等教育の教育機会が均等に保障されていないのが、日本で暮らす外国人の子どもの置かれた現状である。

## 2) 外国人の子どもの就学・不就学

日本における義務教育は、以下の法的規定による<sup>5</sup>。

「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」(日本国憲法第 26 条)

「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」(教育基本法第 4 条)

これに従わない保護者については、市町村教育

<sup>5</sup> 法的教育権利に関する解釈について多文化共生教育研究委員会では、憲法では教育を受ける権利を「国民に保障する」としているが、『国際人権規約』を批准している以上、この「国民」には日本国籍者だけでなく外国人も含まれると解されている。しかし、日本の教育行政は依然として『日本国民の育成』である。したがって、緊急の課題は、外国人(ないし外国出身者)に対する教育の権利をいかに保障するか、である。(中略)日本は、1979年に上に述べた『国際人権規約A規約』(社会権規約)を批准。同条約の13条は「この規約の締結国は、教育についてすべての者の権利を認める」とし、そこに住む誰に対しても(非正規滞在者であっても)教育への権利を保障した」と述べている(多文化共生教育研究委員会 2003:1)。

委員会の勧告・指導を受け、場合によっては法的に処罰されることもある。

こうした法的義務教育の位置づけにより、文部科学省では、「学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすること」を目的に、毎年「学校基本調査」を実施している。

この調査項目に、年間継続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒を対象に調査された「理由別長期欠席者数<sup>6</sup>」がある。しかしこの対象を「児童・生徒指導要録の欠席日数欄の日数」とし、計上されているため、全国の外国人児童生徒が共通して日本人生徒児童と同様に児童・生徒指導要録が作成されているかどうかは不確かである<sup>7</sup>。

加えて、就学免除者、就学猶予者、1年以上居住不明者、学齢児童生徒死亡者の 4 項目別「不就学学齢児童生徒調査」も実施されているが、その対象から外国人は除外されているため<sup>8</sup>、外国人の不就学状況の把握も不可能である。

以上により、学年別国籍別も不明な外国人児童生徒数だけを計上した項目はあるものの、文部科学省実施の「学校基本調査」から外国人の子どもの教育状況を知ることが、現時点では不可能である。しかしながら、新版学校教育辞典(2003:71)によると、1971(昭和 46)年まで

<sup>6</sup> 病気、経済的理由、不登校、その他の理由別 4 項目。

<sup>7</sup> 指導要録は「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第 31 条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない」(学校教育法施行規則第 1 章総則 第 12 条の 3)。

<sup>8</sup> 2003(平成 14)年度学校基本調査「不就学学齢児童生徒調査票」の補注に記載。

加えて、文部科学省の「就学事務ハンドブック」によると、「小・中学校等の校長の義務とされている出席状況の良好でない児童・生徒に係る市町村教育委員会への通知(学校令第 20 条)、およびこの通知に基づく市町村教育委員会から保護者に対する出席催促(学校令第 21 条)も、義務教育を受けるべき学齢児童・生徒に関するものであって、外国人の子どもには適用されません。」と基本対応を示している(就学事務研究会 1993:64)。

は学校基本調査で国籍別児童生徒数について調査が実施されており、かつては外国人児童生徒の教育状況が把握されていた<sup>9</sup>。

その他文部科学省では、公立の小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒を対象に、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」を実施している<sup>10</sup>。しかしこの調査の対象者を「日本語指導が必要な外国人児童・生徒」と規定し、母語や日本語能力に関する基準は当該児童生徒が在籍する学校の個別判断によるため、全国の場合を比較できないという課題が多い。

したがって、文部科学省が実施する「学校基本調査」「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況調査」から、外国人の子どもの教育状況や就学状況を知ることは不可能である。

外国人が多く暮らす地域では、近年になり外国人の子どもの不就学について、子どもたちの将来を危惧し、問題視されるようになった。外国人が多く暮らす団地では、外国人の就学・不就学の問題が叫ばれて久しい(外国人集住地域ネットワーク報告書作成委員 2004)。こうした現状から、外国人が多く暮らす各地では不就学の子どもの教育支援事業が行われている<sup>11</sup>。

2002年11月に開催された「外国人集住都市東京会議」<sup>12</sup>においても外国人の子どもに関する就学状況の実態が議論され、参加都市から各地の就学状況が提示された(参考資料)。この資料を検討すると、ここでの「不就学者」とは、外国人登録上の就学年齢外国人から就学者数と外国人学校在籍者数を引いた数、つまり書類上の調査数を示している。備考をみると、外国人学校在籍者数が含んだり、帰国転居等は除いたり、調査対象者やその調査方法が統一されていない。加えて、その調査対象者の国籍や年齢、調査時期、調査方法等が不明確のため、各地の不就学の状況を比較するだけの根拠に乏しい。しかし、外国人の子どもの就学・不就学問題について外国人集住都市会議が社会に問題提起したことは、意義ある試みであったといえよう。

### 3) 外国人の子どもの就学・不就学に関する先行研究

外国人が多く暮らす各自治体において、外国人の子どもの不就学に関する実態調査が取り組みだされた<sup>13</sup>。

しかし、これら調査実施方法をみると、調査

<sup>9</sup> 文部省(現在の文部科学省)の『学校基本調査』は1957(昭和32)年から外国人児童生徒の統計を掲載しているが、当時国公立の小・中・高合わせて約14万4000人が在籍していた。

(中略)国別の児童生徒数の表記は1971(昭和46)年までなされていたが、当時約10万人の在学者のうち約9割が「朝鮮」と表記されている。外国人といっても日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人が中心であり、日本語に不自由せず、名前も通名(日本名)を名乗っている場合が多く周囲の子どもたちが外国人と認識していたかどうかは疑問である(新版学校教育辞典2003:71)

<sup>10</sup> この調査は、1991(平成3)年度から調査を開始した。隔年実施されていたが、1995(平成7)年から高等学校について、1999年(平成11)度から盲・聾・養護学校について、かつ毎年実施されるようになった。

<sup>11</sup> 例えば、愛知県豊田市の「外国人不就学児童・生徒のための日本語教室(2000年度豊田市委託、(財)豊田市国際交流協会受託事業)」、静岡県浜松市の「外国人児童生徒サポート教室事業(2001年度～浜松市委託、外国

人学習サポート協議会受託事業)」などがある。

<sup>12</sup> 外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として、2001年5月7日設立された。2002年11月7日には「外国人集住都市東京会議」が、2003年11月11日には「外国人集住都市会議シンポジウム in 豊田」が開催された。

参加都市 静岡県浜松市、磐田市、湖西市、富士市、愛知県豊橋市、豊田市、三重県四日市市、鈴鹿市、岐阜県大垣市、可児市、美濃加茂市、群馬県太田市、大泉町、長野県飯田市の計15都市

<sup>13</sup> 例えば、愛知県豊田市(財団法人豊田市国際交流協会2001<sup>a</sup>)、長野県(外国籍児童就学援助委員会2003)、三重県(三重県教育委員会2003)、群馬県大泉町(群馬県邑楽郡大泉教育委員会2004)などがある。

対象者が特定の国籍に限定されたり、抽出調査やアンケート調査、書類上の調査であったり、その調査過程が明らかにされていないため、比較・検討できるだけの根拠に乏しい。

加えて、外国人の子どもの不就学の推計数を示した太田（2000<sup>a</sup>）、鈴木（2002）、財団法人海外日系人協会（2003）や、東京都23区別就学・不就学数を概算した調査を報告した多文化共生センター・東京21（2002）、無作意アンケート調査による外国籍の未就学児に関する報告をした日本カトリック難民移住移動者委員会（2003）、外国人の子どもの不就学の課題を述べた、ジュビリー2000子どもキャンペーン（2001）、リリアン（2002）、宮島（2003）などがあるが、就学・不就学の問題に取り組む際の最も基本的な資料となる、信頼できるだけの科学的根拠に基づいた就学状況を明らかにする調査は皆無である。

## 2. 研究目的・期待される成果

### 1) 研究目的

以上の研究背景から、信頼できるだけの科学的根拠に基づいた就学状況調査実施のため、日本で暮らす外国人の子どもの教育保障のための基礎資料となる、外国人の子どもの就学状況を把握する実践的な調査方法の開発を目的に、外国人の子どもの教育環境に関する調査（以下、「子ども調査」と表記する）を実施した。

外国人集住地域である岐阜県可児市をパイロット地域とした。

### 2) 本調査実施によって期待される成果

調査実施にあたっては、常に調査対象者の人権やプライバシーに十分に配慮し、個人を特定できる報告は行わない。

岐阜県可児市をパイロット地域として精微に分析することによって、以下の5つの成果が期待される。

#### 1. 外国人登録者数と居住状況

2. 就学年齢期にある外国人の子どもの数
3. 就学年齢期にある不就学の外国人の子どもの数
4. 就学年齢期にある外国人の子どもの就学実態
5. 他地域にも応用可能な外国人の子どもの就学状況調査方法の開発

加えて、地域と行政との協働調査研究を実施することや調査実施過程において、外国人住民と地域と行政との摩擦の解決や防止効果、地域での人的資源の発掘・育成やネットワーク形成による地域からの発信などができることも期待した。

本調査は、研究のための調査ではなく、また単なる調査研究結果の報告にとどまらず、調査結果という Evidence をもとに、最終的には外国人の子どもの初等教育享受機会の保障を目的とした、行政施策に反映できる具体的な提言を考える。

## 3. 本調査での用語定義

- ・外国人: 出生地を問わず、日本国籍以外の住民
- ・日本の学校: 学校教育法による「一条校」（国立、公立、私立）
- ・外国人学校: 学校教育法による「一条校」に準ずる朝鮮学校及びインターナショナルスクール<sup>14</sup>、ブラジル教育省から「認定」を受けたブ

<sup>14</sup> 朝鮮学校及びインターナショナルスクールの位置づけについては、大学入学資格に関する外国人学校卒業認定の告示等を述べた「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」（文科高第391号 平成15年9月19日）の「外国人学校の扱い」[http://www.mext.go.jp/b\\_Menu/houdou/15/09/f\\_03092001.htm](http://www.mext.go.jp/b_Menu/houdou/15/09/f_03092001.htm)、<sup>15</sup> 大学 / 専修学校による個人の多様な学習歴等の個別審査 [http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/cf\\_s0718.html](http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/cf_s0718.html)、「ブラジル人学校大学入学資格付与について」[http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/cf\\_s04119.html](http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/cf_s04119.html) を参照。

その他、日本にはペルー人学校、フィリピン学校などインターナショナルスクールが多数存在し、こうした学校の地位について考える課題が残されている。

ラジル人学校<sup>15</sup>

・不就学:日本の初等教育(義務教育)を受けていない子どもを表すために「未就学」という表現もあるが、就学年齢期であるにも関わらず、途中退学も含み広く就学していない状況を示す(託児所、私塾へ通所する子どもも含)。

## B. 本調査実施までの過程

### 1. パイロット地域の選定理由

岐阜県には 2002 年末現在において 41,545 人の外国人が暮らしているが、県内における外国人集住地域は国籍別に異なった状況にある(表 1、図 3)。

岐阜県可児市は、1982(昭和 57)年県下 14 番目として市制施行された。面積 84.99km<sup>2</sup>、県南部、岐阜・名古屋両市から 30 キロメートル圏内に位置する。丘陵部における住宅団地開発に伴い、名古屋市のベッドタウン化が進んだ。1970 年代後半から 1980 年代前半にかけては人口増加率および世帯増加率は非常に高く、増加率日本一を記録したこともある。

主な産業は、輸送用機器、紙製品などがあり、近年は工作機械、自動車部品の企業が県内最大規模を誇る可児工業団地に進出している(1 次産業 2.1%、2 次産業 41.8%、3 次産業 55.9%)。1990 年から外国人住民が増加し(図 4)、2003 年 4 月 1 日現在、外国人登録者数 4,448 人で、可児市総人口 96,666 人の 4.6% を占める(図 5)。

可児市を本調査のパイロット地域として選定した理由は、以下の 7 点である。

1. 外国人集住都市会議の参加都市である。
2. 不就学など教育課題の重要性への認識が、関係者と一致している。
3. 外国人が人口の 4%、集住地域の標準的状況であり、かつ外国人登録数も約 4,000 人で子どもの調査数が最適である(2001 年末現在)。

4. 極端な集住地域がなく、多様な居住条件が想定できる。

5. 市の協力が可能で、国際交流協会の活動が積極的である。

6. 外国人の子どもが多く在籍する学校で教員の熱意や姿勢が前向きである。

7. ブラジル人学校 2 校が地域と協力的な姿勢である。

### 2. 協働体制づくり

#### 1) 本調査実施に関する関係者との協議

岐阜県国際室では、県下における外国人登録者数の増加に伴い、特に外国人登録者数を多く占めるブラジル国籍の住民を対象にした支援活動に取り組んできた。

また可児市においては、地域の現状を見つめながら草の根的活動を展開している。本調査のパイロット地域選定の際、こうした地域の取り組みと姿勢を重要視した<sup>16</sup>。

岐阜県及び可児市において、在住外国人に対する積極的な支援体制が形成され、かつ各担当者たちに熱意があり、姿勢が前向きであったことから、本研究班との外国人の子どもの教育課題に対する重要性の認識が一致し、調査内容や方法等を協議した上で本調査実施に至った。

#### 2) 実施体制と実施期間

本調査実施に関する関係者との協議の結果、厚生労働省「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」班(大阪大学大学院人間科学研究科国際協力論ゼミ、NGO 団体「外国人の子どもの教育と人権ネットワーク」)が主体となり、岐阜県、岐阜県教育委員会、(財)岐阜県国際交流センター、可児市、可児市教育委員会、可児市国際交流協会が協働し、調査を実施することになった。

<sup>15</sup> ブラジル政府「認可」校については、ブラジル教育 <http://www.mec.gov.br/cne.parecer.shtml> を参照

<sup>16</sup> 本調査実施に至った経過の詳細は、2003 年 10 月発行の本調査「中間報告書(前期調査のまとめ)」を参照。

加えて、2003年4月より可児市国際交流協会内にて事務局を設置し、調査担当研究者（小島）が常駐体制で本研究に取り組むことになった。

実施期間は、2003年4月～2004年3月の1年間とし、2003年4月～8月を前期（以下、「前期」と表記する）9月～2004年3月を後期（以下、「後期」と表記する）と区分した。

### 3. 情報外部提供申請

#### 1) 可児市への個人情報外部提供申請<sup>17</sup>

本調査実施にあたり基本情報として、本研究責任者（中村安秀）が可児市及び可児市教育委員会に外部提供申請を行った。

可児市個人情報保護条例に従い、可児市個人情報保護審査会の審査と答申を経て、調査対象者の基本情報が提供された。

可児市から・・・16歳未満の可児市在住の外国人登録情報の提供（2003年4月1日現在、2003年9月1日現在の計2回）

項目/氏名、性別、生年月日、国籍、住所、世帯主名、（年齢）

可児市教育委員会から・・・可児市立小中学校に在籍する外国人児童生徒情報の提供（2003年5月1日現在、2003年10月1日現在の計2回）

項目/児童生徒名、在籍校名、学年、国籍

#### 2) 可児市への行政情報外部提供申請

資料検討の際に必要な行政情報提供外部提供申請をした。

可児市から...人口統計（地区別推移と外国人登録国籍別推移）等に関する行政資料

可児市教育委員会から...学校統計・行政文

書（小学校・中学校関係）等に関する行政資料

#### 3) 集住都市会議参加都市への教育関係行政資料提供依頼

集住都市会議参加都市のうち、東海4県地域の都市12市（可児市を除く）に対し、外国人の子どもとの教育に関する行政資料提供を依頼した。

人口統計（地区別推移と外国人登録国籍別推移）等に関する行政資料、学校統計（小学校・中学校関係）等に関する行政資料について、静岡県富士市、富士市教育委員会、愛知県豊橋市、豊橋市教育委員会、三重県鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会、岐阜県大垣市、大垣市教育委員会、岐阜県美濃加茂市、美濃加茂市教育委員会の5市から行政資料を提供いただいた。

### 4. 予備調査の分析

本調査実施の予備調査として、本研究班では2002年度に可児市国際交流協会が実施したアンケート結果を分析した。

#### 1) 予備調査の背景

可児市国際交流協会では、外国人の子どもの実態を知るため、運営委員の一人が無作為にブラジル人集住地区に住む子どものいる家庭を個別訪問し、アンケート調査を実施した。この訪問調査は順調に進み、出会った家庭は非常に協力的であった。

可児市国際交流協会としては、これと平行して、全体を把握するため可児市と協働し、対象世帯全数のアンケート調査を実施することにした。

【予備調査・対象者】2002年11月1日現在で可児市に外国人登録のある、ブラジル国籍の1歳～14歳（基準日2002年4月1日）の子どもがいる全世帯（対象の子どもの数504人、対象世帯数372世帯）

<sup>17</sup> 本調査実施にあたり、調査におけるプライバシーの保護には万全の注意を払い、個人情報は本調査以外の目的には一切使用しないこと、また本調査に関して一切可児市にはご迷惑をおかけしないことを誓い、情報外部提供申請を行った。可児市個人情報保護審査会提出資料計4点は、参考資料～を参照。

【予備調査・調査方法】郵送式アンケート調査（この調査は可児市が協力し、可児市国際交流協会主体で実施された。可児市国際交流協会がポルトガル語に翻訳したアンケート用紙を作成し、返信用封筒を同封した発送物の準備を行った。

個人情報保護の観点から、可児市まちづくり推進課が調査対象者家庭への発送を行なった。アンケート用紙の回収は可児市国際交流協会が担当した。

・アンケート調査用紙発送日：2002年11月13日

・郵送によるアンケート調査用紙回収期限：2003年3月31日

発送総数 372 通のうち、宛先不明（不在）などの理由で返送されてきた数は 19 通、郵送によるアンケート調査用紙回収数は 40 通（11.3%）だった。

可児市国際交流協会では、2002年11月22日開催の「在住外国人児童生徒の教育シンポジウム」でこの調査の中間数字を発表したが、その後の返信（回収）は皆無となり、全容把握のための分析を中断していた。

そのため、本調査の予備調査として本研究班がアンケート結果を分析した。

## 2) 予備調査結果<sup>18</sup>

予備調査の分析結果より、日本での滞在が長期化している現状、子どもの日常の過ごし方がわかった。また調査手法や内容については、母集団の属性の見直し（世帯数、対象者数の問題）、郵送式アンケート調査手法による回収率の低さ、直接面接調査手法による調査対象者の回答率の高さ、調査対象者への配慮（自己記入や識字などのバイアス回避）、調査項目に関する具体的内容の検討の必要性等の課題が明らかに

<sup>18</sup> 詳細は、2003年10月発行の本調査「中間報告書（前期調査のまとめ）」を参照。

なった。

## 5. 調査実施の協力体制づくり

### 1) 協力調査員の選定

本調査実施によって期待される成果としてあげている「地域での人的資源の発掘・育成」を目的に、可児市国際交流協会の協力の下、地域で活動するボランティアスタッフを対象に協力調査員募集を呼びかけた。

「協力調査員」とは、具体的には直接面接調査実施の際のスタッフを示す。

その結果、可児市国際交流協会ボランティアスタッフ、地域に暮らす院生の計6名から手があがった。加えて、本調査におけるポルトガル語に関する通訳・翻訳補助として、（財）岐阜県国際交流センター派遣のブラジル人相談員2名からも協力が得られることになった<sup>19</sup>。

### 2) 「協力調査員」研修会の実施

協力調査員を対象にした、「協力調査員」研修会を実施した。なお、協力調査員の任命については、個人情報保護審査会での誓約に従い、この研修会に参加し、かつ研究班と誓約書を交わした者のみとした（参考資料 参照）。

また、訪問調査は前期・後期の計2回実施のため、各実施前に計2回「協力調査員」研修会を実施した。

<sup>19</sup> 調査実施期間中のポルトガル語通訳及び調査票翻訳については、（財）岐阜県国際交流センター派遣のブラジル人相談員が担当し、その人件費については（財）岐阜県国際交流センターから支給された。

## C. 本調査実施内容

### 1. 概略

#### 1) 実施期間

2003年4月～2004年3月の1年間とし、2003年4月～8月を前期、2003年9月～2004年3月を後期と区分して、本調査を実施した(表2)。

#### 2) 調査対象者

2003年度(2003年4月1日現在)において就学年齢に(小学1年生-中学3年生)に該当する、可児市在住の全国籍の外国人の子どもとした(表3)。

### 2. 調査内容と調査手順

#### 1) 調査内容

内容別に調査を3つに分け、実施した。

- ・居住状況調査
  - ・就学実態調査
- 全調査対象者について、前期と後期の計2回実施した。

\* 調査実施者-調査員(本調査担当研究者)、協力調査員(ブラジル人相談員含む)の計9人  
・学校調査...調査対象者が在籍する各学校、関係者を直接訪問し、聞き取り調査を実施した。

\* 調査実施者-調査員(本調査担当研究者)の計1人

#### 2) 調査項目

居住状況調査、就学実態調査

日本語とポルトガル語併記で作成した調査票の項目は2つに分けた。

- ・「基本情報」項目:可児市及び可児市教育委員会からの情報を訪問前に記載し、「訪問」項目は訪問時の直接面接により得た内容を記載。
- ・「訪問」項目:出生地、来日時期(滞在年数)、幼保育園の通園経験(場所、年数)、現在の就学状況(就学の場合は、通学する学校とその学年、学校で好きなところ、学校で嫌いなところ、現在就学する学校以外の通学経験、転校回数)

計6項目。不就学の場合は、学校に通わない理由、日常の過ごし方、通学経験の計3項目。)名前の記載(日本語、母語もしくは継承言語)、家族の呼び方。

なお、後期では、協力が得られた保護者を対象に子どもの通う学校について、子育ての不安、今後の子どもへの希望の計3項目を追加し、実施した。

#### 学校調査

調査対象別に項目を分け、実施した。

対象1-日本の公立学校(可児市立小中学校の日本語教室担当教師、外国籍児童生徒の担任教師、学校管理者)

【調査項目】日本語指導を受けている外国籍の児童生徒数、日本語指導を必要と判断する基準、日本語指導を必要な児童生徒への指導の体制、日本語指導(取出し等)の状況、通常教室での日本語指導の状況、日本語指導の使用教材・自主作成教材、日本語指導がなくなると判断する基準、日本語指導における教育課題、教科指導・学級運営における教育課題、日本語指導を受けている日本国籍の児童生徒数、校務文書・保護者連絡文書の翻訳・通訳の状況、外国籍児童・生徒の帰国・一時帰国・転校の際の手続き等、外国籍生徒の中学卒業後の状況

対象2-外国人学校

【調査項目】施設調査、学校概要に関するインタビュー調査

対象3-可児市教育委員会

【調査項目】外国籍の小学校新1年生の入学に至るまでの手続き、外国籍児童・生徒の転入学希望者があった場合の手続き、外国籍児童・生徒の帰国、一時帰国・再来日の際の手続き、就学手続きに関する文書及び外国語に翻訳された文書、就学に関する個別の特別な

事例、外国籍の子どもの入退学・転出入の統計、外国人児童生徒の教育に関する基本的指針・方針

対象 4 - 可児市住民課住民登録係、可児市まちづくり推進課（外国人相談員）

【調査項目】新規登録や居住地変更の際における就学対象年齢の子どもが存在した場合の手続き、外国人の子どもの教育に関する相談件数や相談内容

### 3) 調査手法とその手順

居住状況調査、就学実態調査

対象者の家庭を訪問し、対象者とその保護者に、質問票（調査票）を用いて直接面接調査を実施した。

#### 調査協力依頼文の準備

ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、ハングル、英語、ルビつきの日本語の計 7 言語による調査依頼文作成した（参考資料 参照）。

また、可児市広報（ポルトガル語版）にも掲載した。

#### 調査協力依頼文の配布方法

可児市立小中学校の協力

外国人児童生徒の保護者宛に各学校を通じて調査協力依頼文を配布していただいた。

外国人学校

可児市に居住する子どもの保護者宛に可児市内にあるブラジル人学校を通じて調査協力依頼文を配布していただいた。

その他協力団体

外国人雇用企業、カトリック美濃加茂教会、在日本大韓国民団岐阜県地方本部中濃支部、在日本朝鮮人総聯合会岐阜県本部、ブラジル料理のレストラン及び食材店、可児市役

所内（関連窓口）にご協力頂き、調査協力依頼文の配布や掲示、広報に努めていただいた。

#### 調査依頼文の発送

調査対象者の保護者及び本人宛に、多言語で作成した調査協力文を【前期】2003 年 5 月 12 日、【後期】2003 年 10 月 4 日に発送した。なお、前期は可児市国際交流協会、後期は可児市まちづくり推進課が発送した。調査依頼文返送分については、可児市に返却し、廃棄した。

#### 具体的な訪問手順

手順 1 : 訪問時までの事前準備

可児市（【前期】分 4 月 30 日、【後期】分 9 月 16 日）及び可児市教育委員会（【前期】分 5 月 8 日、【後期】分 10 月 8 日）から提供された情報を基に、調査票に基本情報を記載した。その後、住宅地図で居住先を確認し、地域別に調査票を分類した。

可児市及び可児市教育委員会から提供された情報を転記した調査票は、市の施設の金庫で保管した。

可児市、可児市教育委員会から提供された情報については、調査票への転記終了後、【前期】分は 6 月 11 日、【後期】分は 10 月 30 日に可児市及び可児市教育委員会に返却した。

手順 2 : 訪問時の体制

原則 2 人以上の調査員・協力調査員（通訳者としてのブラジル人相談員を含む）で訪問し、その際は協力調査員名札の掲示を徹底した。加えて、多言語で作成した調査協力依頼文、多言語で作成した協力調査員名刺、可児市国際交流協会の多言語情報（日本語教室案内等）、各種多言語の生活情報等を持参するようにした。

【後期】訪問時については、上記の他に多

言語で作成した調査の中間報告(前期のまとめ)の概要(資料 )も持参し、中間報告の結果の説明にも努めた。

#### 手順3:調査方法

初回の訪問については、立地等の確認を目的にした事前調査を昼間行った。その際、対象者が在宅の場合は、直接面接調査を実施した。

不在家庭の場合については、ポスト等に多言語の調査協力依頼文を投函した。同日の夜に再訪問し、不在の場合は翌朝再々訪問をした。その間、ポスト等に投函した多言語の調査協力依頼文の状態に変化がなかったり、呼び鈴を鳴らしたりしても返答がなかったり等、不在の確認できなかった家庭については、不在を把握できるまで、訪問を続けた(最低5回を目標とした)。

韓国・朝鮮籍の家庭については、日常生活における通名使用等の家庭事情を十分配慮し、子どもの不在時間帯に初め訪問し、本調査の目的と内容の説明、子どもへ直接面接調査の不可等を保護者に確認した上で、改めて訪問を実施した。

#### 手順4:調査票の保管方法とデータ処理 (プライバシーの保護)

訪問による調査終了ごとに、調査票の基本情報記載部分(以下、「上部」と表記する)は切り取り、調査項目部分(以下、「下部」と表記する)を別に保管した。上部については、【前期】分は11月4日、【後期】分は12月25日に可児市に返却し、廃棄していただいた。

調査項目に関するデータ処理については、すべてコード化した。

なお、下部については市の施設の金庫にて管理しているが、本調査に関する報告が完全終了した時点で、すべて市に返却する予定である。

#### 学校調査

調査対象別に項目を分け、実施した。

##### .日本の公立学校(可児市立小・中学校)

可児市立小・中学校の全15校(小学校10校、中学校5校)のうち、2003年9月1日現在外国人児童生徒が在籍する可児市立小中学校12校<sup>20</sup>(小学校8校、中学校4校)の日本語教室担当教師、外国人児童生徒の担任教師、学校管理者を対象とし、外国人児童生徒の受け入れている側の体制や課題等について、質問票(調査票)による記載及びインタビュー調査を実施した。

加えて、調査担当研究者(小島)が、外国人児童生徒の多く在籍する学校に「日本語指導ボランティア」として外国人児童生徒の学習補助(2003年7月~2004年3月の週1回×3時間)、市内外国人児童生徒交流会や各種学校ボランティア活動の参加等を通じ、参与観察も同時に行った。

##### .外国人学校

対象者が通う外国人学校に直接訪問し、学校管理者を対象に施設調査を実施した。

可児市内にあるブラジル人学校では、調査担当研究者(小島)が日本語補助ボランティア活動(2003年4月~2004年3月の月2回程度)の参加等を通じ、参与観察も同時に行った。

##### .教育委員会

教育委員会学校指導課を対象とし、外国人児童生徒に関する小学校新1年生の入学に至るまでや転出入等に関する手続き等について、質問票(調査票)を用いた直接インタビュー調査を実施した。

加えて、調査担当研究者(小島)が、外国人の子どもの新入生就学健康診断時の通訳

<sup>20</sup> 可児市教育委員会からの提供資料「2003(平成15)年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況調査」の結果を参考にした。

や新入生学校説明会用資料作成の翻訳補助等のボランティア活動参加(2003年11月～2004年2月)を通じ、参与観察も同時に行った。

#### 外国人登録担当窓口

可児市市民課(外国人登録窓口)、まちづくり推進課及び外国人相談員を対象とし、質問票(調査票)を用いたインタビュー調査を実施した。

### D. 本調査結果

#### 1. 訪問期間と訪問回数

##### 1)【前期】

2003年5月14日～6月23日間のうち、6月1日～5、8、16～18、21～22日の11日間を除いた計30日間実施した(表4)。

##### 2)【後期】

2003年10月9日～11月6日間のうち、10月31日、11月5日の2日間を除いた計27日間実施した(表5)。

#### 2. 【前期】居住状況調査

##### 1) 属性

基本情報として可児市から提供された2003年4月1日現在の外国人登録情報を基に、調査対象者283人の属性を示す。

国籍別にみると、5つに区分できる。「ブラジル」の241人(85.2%)が最も多く、次に「韓国・朝鮮」25人(8.8%)、「フィリピン」11人(3.9%)と続き、「中国」「ペルー」は少数だった(表6)。

性別にみると、「男性」は135人(47.7%)、「女性」は148人(52.3%)で、「女性」の方が多かった。

また年齢別にみると、「6歳」の50人(17.7%)が最も多く、次に「7歳」37人(13.1%)、「14歳」35人(12.4%)と続き、「11歳」22人(7.8%)

が最も少なかった(表7)。

##### 2) 「居住状況調査」結果

全調査対象者を直接訪問した結果、207人(73.1%)が可児市に「居住」していたが、うち4人については、登録上の居住地とは異なる所で居住していた。76人(26.9%)は、「居住不明」であった(図6)。

その「居住不明」の内訳は、「帰国(一時帰国を含む)」の37人(48.7%)が最も多く、続いて「別人居住」21人(27.6%)、「転居」13人(17.1%)、「不在・不明」5人であった<sup>21</sup>。この「不在・不明」については、ホテル住まいであったり、登録上のアパート自体が立て壊されて存在しなかったことを含んでいる(表8)。

#### 3. 【前期】就学実態調査

「【前期】居住状況調査」と併せて、可児市教育委員会から提供された基本情報を参考にし、調査対象者283人について実施した。

##### 1) 就学・不就学の実態

対象者283人のうち、「就学」の子どもは194人(68.6%)、「不就学」の子どもは12人(4.2%)であった(図7)。

なお、「【前期】居住状況調査」にて「居住不明」であった76人については、就学実態を把握することが不可能のため、また調査拒否1人についても就学実態を把握することが不可能のため、計77人(27.2%)については就学実態を「不明」とした。

「就学」194人のうち、「日本の学校」に通っている子どもは120人(42.4%)、「外国人学校」に通っている子どもは74人(26.1%)であった(図8)。

年齢別にみると、全年齢に「日本の学校」「外国人学校」に通っている子どもがいるが、不就

<sup>21</sup> 「帰国(一時帰国を含む)」「転居」には、対象者のみの場合、対象者と居住者全員の場合が含まれている。

学については年齢に違いがみられた(図9)。

## 2) 就学形態別就学状況

就学形態別に就学状況を比較すると、「可児市立小中学校」に通う子どもは113人(39.9%)で最も多かったが、「日本の学校」では「私立中学校」「養護学校」に通う子どもがいたり、「外国人学校」では「ブラジル学校」だけではなく、「インターナショナルスクール」「朝鮮学校」に通う子どもがいたりなど、多様な就学状況がわかった(表9)。

## 4. 【後期】居住状況調査

### 1) 属性

基本情報として可児市から提供された2003年9月1日現在の外国人登録情報を基に、調査対象者318人の属性を示す。

国籍別にみると、5つに区分できる。「ブラジル」の272人(85.5%)が最も多く、次に「韓国・朝鮮」26人(8.2%)、「フィリピン」14人(4.4%)と続き、「中国」「ペルー」は少数だった(表10)。

性別にみると、「男性」は155人(48.7%)、「女性」は163人(51.3%)で、「女性」の方が多かった。

また年齢別にみると、「6歳」の55人(17.3%)が最も多く、次に「14歳」42人(13.2%)「7歳」39人(12.3%)と続き、「11歳」25人(7.9%)が最も少なかった(表11)。

### 2) 「居住状況調査」結果

全調査対象者を直接訪問した結果、233人(73.3%)が可児市に「居住」していたが、うち7人については、登録上の居住地とは異なったところに「居住」していた。85人(26.7%)は、「居住不明」だった(図10)。

その「居住不明」内訳は、「別人居住」49人(57.6%)が最も多く、続いて「帰国(一時帰国を含む)」17人(20.0%)「転居」12人

(14.1%)、「不在・不明」7人だった<sup>22</sup>。この「不在・不明」については、ホテル住まいであったり、登録上のアパート自体が立て壊されて存在しなかったことを含んでいる(表12)。

## 5. 【後期】就学実態調査

「【後期】居住状況調査」に併せて、可児市教育委員会から提供された基本情報を参考にし、調査対象者318人について実施した。

### 1) 就学・不就学の実態

対象者318人のうち、「就学」は208人(65.4%)、「不就学」は23人(7.2%)であった(図11)。

なお、「【後期】居住状況調査」にて居住不明だった85人については、就学実態を把握することが不可能のため、また調査拒否2人についても就学実態を把握することが不可能のため、計87人(27.4%)については就学実態を「不明」とした。

「就学」208人のうち、「日本の学校」に通っている子どもは125人(39.3%)、「外国人学校」に通っている子どもは83人(26.1%)であった(図12)。

年齢別にみると、全年齢に「日本の学校」「外国人学校」に通っている子どもがいるが、不就学については年齢に違いがみられた(図13)。

### 2) 就学形態別就学状況

就学形態別に就学状況を比較すると、「可児市立小中学校」に通う子ども118人(37.1%)が最も多かったが、【前期】と同様に「日本の学校」では「私立中学校」「養護学校」に通う子どもがいたり、「外国人学校」では「ブラジル学校」だけではなく、「インターナショナルスクール」「朝鮮学校」に通う子どもがいた(表13)。

<sup>22</sup> 帰国(一時帰国を含む)「転居」には、対象者のみの場合、対象者と居住者全員の場合が含まれている。

## 6. 【前期】と【後期】の比較

2003年度（2003年4月1日現在）において就学年齢（小学1年生 - 中学3年生）に該当する、可児市在住の全国籍の外国人の子どもを対象者とし、【前期】と【後期】に訪問を実施することで、対象者の居住状況、就学状況の個人異動の実態が詳細にわかった。

### 1) 属性

基本情報の対象者の属性について増加数を比較すると、【前期】が283人に対し、【後期】は318人により、増加率12.4%（増加数35人）であった。

国籍別に増加率を比較すると、「フィリピン」の27.3%（3人）が最も高く、続いて「ブラジル」12.9%（31人）、「韓国・朝鮮」4.0%（1人）で、「中国」「ペルー」は変化がなかった（表14）。

性別に増加率を比較すると、「男性」が14.8%（20人）、「女性」が10.1%（15人）で、「男性」の方が高かった。

また年齢別に増加率を比較すると、「14歳」の20.0%（7人）が最も高く、最も低かったのが「7歳」の5.2%（2人）であった（表15）。

### 2) 対象の異同

基本情報として可児市から提供された外国人登録情報を基に、【前期】の283人（2003年4月1日現在）と【後期】の318人（2003年9月1日現在）の対象の異同を示す。

【前期】と【後期】の双方の対象（同一対象者）であったのが270人で、【前期】の283人のうち13人（【前期】対象者の4.6%）は【後期】対象から外れ、【後期】の318人のうち【後期】対象者として48人（【後期】対象者の15.1%）が新たに加わっていた（図14）。

### 3) 居住状況調査

【前期】と【後期】の「居住状況調査」結果

より、個人の異動状況が詳細にわかった（図15）。

「【前期】居住状況調査」の「居住」207人のうち、「【後期】居住状況調査」では181人が引き続き「居住」しており、21人は基本情報では把握されているが「居住不明」であり、5人は基本情報から削除され、かつ「居住不明」であった。

また「【前期】居住状況調査」では「居住不明」76人のうち、「【後期】居住状況調査」ではより、59人は基本情報にはあるが「居住不明」で、8人は基本情報から削除され、かつ「居住不明」であった。

しかし、「【前期】居住状況調査」では「居住不明」であった9人については、「【後期】居住状況調査」では「居住」しているという状況がわかった。

加えて、【後期】に新たに基本情報に追加された48人のうち、「【後期】居住状況調査」より「居住」していたのは43人で、残り5人は「居住不明」であった。

### 4) 就学実態調査

【前期】と【後期】の「就学実態調査」より、個人の就学の変化が詳細にわかった（図16）

「【前期】就学実態調査」で「就学」していた194人のうち、「【後期】就学実態調査」では164人が「就学」しており、6人が「不就学」、24人については居住不明により就学実態が把握できず、「不明」（調査拒否1人を含む）とした。

「【前期】就学実態調査」では「不就学」であった12人のうち、「【後期】居住状況調査」では1人が「就学」、8人が「不就学」、3人については居住不明のため、就学実態を「不明」とした。

「【前期】就学実態調査」では「不明」（調査拒否1人を含む）であった77人のうちの9人については、「【前期】居住状況調査」では「居住不明」であったが、「【後期】就学状況調査」

では「居住」していた。その結果、就学実態を把握することができ、8人が「就学」、1人が「不就学」であった。

また、68人については、引き続き「居住不明」のため、就学実態は「不明」であった。

加えて、【後期】に新たに基本情報に加わった48人のうち、35人は「就学」、8人が「不就学」であったが、5人についてはすでに居住不明のため、就学実態を「不明」とした。

## 7. 教育環境に関わる調査項目

【前期】と【後期】の「就学実態調査」の結果から、就学実態があった【前期】の206人(対象者283人のうち、就学実態が不明77人除く)と【後期】の231人(対象者318人のうち、就学実態不明87人除く)について、出生地別、滞在年数別、幼稚園経験別、転校経験別に就学状況を比較した。

就学実態があった【前期】と【後期】の双方の対象(同一対象者)であったのは181人で、【前期】のみは26人(【前期】に就学実態があった206人の12.6%)、【後期】のみは52人(【後期】に就学実態があった231人の22.5%)であった(図17)。

就学実態があった調査対象者の年齢別異同をみると、【前期】のみの26人には「10歳」はいなかったが、【後期】のみの52人には、全年齢の対象者が含まれていた(図18)。

### 1) 出生地別就学状況

【前期】と【後期】の出生地別就学状況の比率を比較すると、傾向の違いはみられなかった(図19、20)。

「日本」生まれは「日本の学校」が多く、「外国」生まれは「外国人学校」が多かったが、出生地に関わらず、就学・不就学になっている状況がわかった。

### 2) 在住期間別就学状況

【前期】と【後期】の在住期間別就学状況の比率を比較すると、【後期】の「1-3年未満」に変動がみられるが、在住期間に関わらず、就学・不就学になっている状況がわかった(図21、22)。

### 3) 幼稚園経験別就学状況

【前期】と【後期】の幼稚園経験別就学状況の比率を比較すると、【後期】の経験無の比率に変動がみられる、幼稚園経験の有無に関わらず就学・不就学になっている状況がわかった(図23、24)。

### 4) 転校経験別就学状況

日本の学校に通う子ども

「日本の学校」に通う子どものうち、【前期】の120人(【前期】就学実態のあった206人のうちの58.3%)、【後期】の125人(【後期】就学実態のあった231人のうちの54.1%)について、「日本の学校間の転校経験の有無」と「外国人学校の経験の有無」を比較した。

日本の学校間の転校有無の比率を比較すると、傾向の違いはなく、転校有は【前期】は22.5%、【後期】は20.0%だった(表16)。

また、外国人学校の経験有無の比率を比較すると、傾向の違いはなく、経験無は【前期】は8.3%、【後期】は11.2%だった(表17)。

外国人学校に通う子ども

「外国人学校」に通う子どものうち、【前期】の74人(【前期】就学実態のあった206人のうちの35.9%)、【後期】の83人(【後期】就学実態のあった231人のうちの35.9%)について、「外国人学校間の転校経験の有無」と「日本の学校の経験の有無」を比較した。

外国人学校間の転校有無の比率を比較すると、傾向の違いはなく、転校有は【前期】は18.9%、【後期】は15.7%だった(表18)。

また、日本の学校の経験有無の比率を比較

すると、傾向の違いはなく、経験有は【前期】は37.8%、【後期】は31.3%だった(表19)。

## 8. 不就学の子ども

【前期】と【後期】の「就学実態調査」の結果から、不就学だった【前期】の12人と【後期】の23人について、比較した。

### 1) 属性

基本情報の対象者の属性について増加数を比較すると、【前期】の12人(【前期】調査対象者283人のうち、4.2%)に対し【後期】は23人(調査対象者318人のうち、7.2%)により、増加率は91.7%(11人)と増加率が非常に高かった(表20)。

年齢別に比較すると、「14歳」と「13歳」に特に増加がみられた。

国籍別に比較すると、「ブラジル」に特に増加がみられた(表21)。

在住期間別に比較すると、「10年以上」に特に増加がみられた(表22)。

不就学期間別に比較すると、「半年未満」に特に増加がみられた(表23)。

### 2) 就学経験

日本の学校の経験の有無について比較すると、いずれも日本の学校の「経験有」(【前期】が58.3%、【後期】が60.9%)の方が比率は高かった(図25)。

外国人学校の就学の有無について比較すると、いずれも外国人学校の「経験無」(【前期】が83.3%、【後期】が60.9%)の方が比率は高かった(図26)。

加えて、【後期】に追加した項目で、海外での就学経験をみると、「経験有」65.2%(15人)の方が多かった(表24)。

以上の結果より、不就学の子どもは、日本の学校を経験している子どもが多く、また多くの子どもは海外では就学していたことがわかっ

た。

### 3) 日常の過ごし方、不就学の理由

日常の過ごし方の項目について、「就労(アルバイト等)」「何もしていない」「家事・家庭」「学習(私塾等)」の4つに分類できる(図27)。

この4項目別にみると、【前期】と【後期】ともに「就労(アルバイト等)」が最も多かった(図27)。

不就学の理由の項目について、「経済面」「学習困難」「家庭問題(家事手伝い)」「その他」の4つに分類できる(図28)。

この4項目別にみると、【前期】では「学習困難」の6人(50.0%)【後期】では「経済面」の9人(39.1%)が最も多かった。

## E. 考察

本調査結果より、パイロット地域で暮らす外国人の子どもたちの今日置かれた現状と、教育に関する実態が明らかになった。

## 1. 外国人の子どもの居住状況

### 1) 居住に関する異動と異同の状況

基本情報を基に、対象者を2003年度(2003年4月1日現在)において就学年齢に(小学1年生 - 中学3年生)に該当する可児市在住の全国籍の外国人の子どもとし、【前期】と【後期】の2回の直接面接調査実施から、居住に関する異動と異同の状況が明らかになった。

「居住状況調査」の結果、「居住」は【前期】が73.1%、【後期】が73.3%であり、傾向に違いがみられなかった。

詳細に居住状況の個人異動をみると、【前期】では「居住」であったが【後期】では「居住不明」になっていたり、【前期】では「居住不明」であったが【後期】では「居住」になっていたりと、個人異動は大きく、従来のような一度の調査から、直ちに「居住実態がない」とは決して断定できないという、外国人の子どもの居住

実態がわかった。

現行の外国人登録法では、外国人再入国許可制度<sup>23</sup>との間には繋がりが無い<sup>24</sup>ため、単純に「帰国」が完全帰国であるとは断言できない。「居住状況調査」の結果の「居住不明」の内訳に「帰国」という項目があるが、この中に一時帰国が相当数含まれると推定する。とりわけ、「日本人の配偶者等」「定住者」の在留資格を持つ日系ブラジル人、ペルー人の中では近年「永住者」の在留資格へ切り替える人が多く、その数も増加している（図 29）<sup>25</sup>。

本調査でも「【前期】居住状況調査」での「居住不明」76名のうち、9名（11.8%）について「【後期】居住状況調査」では「居住」していた。

また、調査対象者の異同の状況を見ると、【前期】と【後期】の基準日間は5ヶ月しか経過していないにも関わらず、この短期間内に外国人登録上の届出だけでも本調査対象者である6～14歳の13人が転出し、48人が転入しているという大きな変化があることがわかった。

## 2) 外国人の人口統計

可見市からの行政提供資料より、2003年4月1日現在の年齢別日本人と外国人の人口数を比較すると、大きな違いがみられた（図 30）。

日本人人口は、54、55歳をピークにした山

型であり、かつ80歳以上の高齢者も多かった。一方、外国人人口は、「出産年齢」層を頂点とした山型であり、20代、30代年齢層の増加数は日本人人口よりも急激である。

0～16歳について日本人と外国人の人口を詳細にみると、日本人人口は左下がりであるものの、外国人人口は左上がりになっている（図 31）。つまり、就学年齢に相当する外国人の子どもは益々増加している。多様な背景を持つ子どもが増加している現状の中、多民族多文化社会は今後更に進み、今後の外国人の子どもたちの就学課題は益々大きくなるといえる。

したがって、外国人の就学実態や教育環境を把握するためには一定の期間を継続して調査することは不可欠であり、居住状況と併せて検討する必要性が明確となった。

## 2. 外国人の子どもの教育・就学の権利

### 1) 外国人の子どもと「就学」

日本の公教育において未だ外国人の子どもの初等教育・就学の権利が保障されていない背景には、戦後の民族教育への対応に起因する。

1965（昭和40）年の「日韓条約」締結以後、永住が許可された者が日本の公立小・中学校に入学希望をする場合に入学が認められるよう必要と認める措置を執ることとされた<sup>26</sup>。その後、1991年1月10日の日韓外相会談における「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する覚書」を受け、以下の通知がされた。

「市町村の教育委員会においては、公立の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国人がその機会を逸することのないよう、学校教育法施行令第5条第1項の就学予定者に相当する年齢の在日韓国人の保

<sup>23</sup> 出入国管理及び難民認定法第26条再入国許可申請。出国前に再入国許可を受けた場合には、許可期間内に再入国するときには、新たな入国査証を必要とせず、簡便な上陸審査手続きにより上陸許可の証印を受けて上陸でき、かつ再入国したときに出国前の在留資格及び在留期間が継続できる。再入国の許可の有効期間は、再入国許可の効力を生じた日から3年を超えない範囲内（永住者）については、最長4年）。

<sup>24</sup> 外国人登録法第3条第1項。外国人登録法上の外国人登録をしていた者は、新規に外国人登録をする必要はなく、従来の外国人登録がそのまま有効に存続することになる。

<sup>25</sup> 外国人集住都市会議事務局 豊田市社会部自治振興課（2004:8）

<sup>26</sup> 「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」（昭和40年12月25日文科初財第464号 各都道府県教育委員長 各都道府県知事あて文部事務次官通達）

護者に対し、入学に関する事項を記載した案内を発給すること。」(「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について」平成3年1月30日文初高第69号 各都道府県教育委員会教育長あて文部省初等中等教育局長通知)

つまり、日本に居住する外国人の子どもの教育に関する基本方針は、在日コリアンへの対応に準じ、今日も対応されている。現在の義務教育年齢期にある外国人の子どもに対する教育・就学に関する対応は、過去の在日コリアンへの対応と共通点も多く、外国人学校のあり方を考える上でも、在日コリアンの民族教育の経緯と現状を併せて考える必要がある<sup>27</sup>。

こうした外国人児童生徒の公立の義務教育諸学校の受入の背景について、総務庁行政監察局編(1997)、太田(2000<sup>b</sup>)でも述べている。

従来の研究は、特定の国籍に限定された就学調査が大半であったが、外国人の就学状況や教育行政の取り組みを考える上で、在日コリアンの子どもは回避できない重要な課題である。

このような視点から、本調査では調査対象者を就学年齢期にある「全国籍」の外国人の子どもとした。

就学異動を詳細にみると、【前期】では「就学」であったが【後期】では「不就学」になっていたり、【前期】では「不就学」であったが【後期】でも依然として「不就学」であったりと、外国人の子どもの就学異動実態が詳細にわかった。

国籍を問わずすべての子どもの教育を受ける権利が認められている「児童(子ども)の権利条約」に日本も批准しているにもかかわらず、

国際基準となっている義務的な初等教育の教育機会が均等に保障されていない現状の中<sup>28</sup>、本調査結果から外国人の子どもの就学実態及び就学の変化が詳細に明らかになった。

つまり、現行の制度の中では外国人の子どもは「就学」と「不就学」がゆれている状況にあり、就学ができる体制や継続できる環境が整えられていない現状が明確になった。

## 2) 就学・不就学の実態

就学形態別就学・不就学の比率を比較すると、「外国人学校」は同率であったが、「日本の学校」通学者の比率は低下していた。就学形態別異動をみると、「日本の学校」の中でも市立小・中学校の変動は大きい。

また就学経験別にみると、日本の学校に通う子どもの「外国人学校の経験有」の比率よりも外国人学校に通う子どもの中の「日本の学校の経験有」の方が比率は高かった。

不就学の子どもについても、「日本の学校の経験有」の比率の方が高かった。

就学異動別にみても、「日本の学校」(4人)から不就学になった子どもの方が「外国人学校」(2人)からより多かった。

つまり、市立小中学校での外国人の子どもの移動は常にある状況で、学校現場の外国人の子どもの対応と柔軟性が問われていることを示唆しているといえる。

年齢別に就学実態のあった子どもを【前期】と【後期】で比較すると、「6歳」が最も多くて年齢ごと徐々に対象者数も減少するが、「11歳」から増加し、「14歳」の数はほぼ「6歳」と同様である。本調査での不就学の子どもは年齢と伴って増加し、「14歳」が最も多い。

<sup>27</sup> 例えば、朝鮮人学校の資格助成問題に関する人権救済申立事件調査報告書(日本弁護士連合会人権擁護委員会1997)を参照。

<sup>28</sup> 国連・子どもの権利委員会からの第二回日本政府報告書に対する委員会の総括所見が出され、「7.教育、余暇および文化的活動」(条例第28条、第29条および第31条)について言及があった(日本語は、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議を参考にした)。  
<http://homepage2.nifty.com/childrights/index.htm>

外国人青少年の就労が問題視される中<sup>29</sup>、外国人の子どもの進路と進路保障をあわせて考えていく必要があり、今後の課題が明確になった。

### 3) 就学形態別就学状況

就学形態別に就学状況を見ると、「日本の学校」に通う子どもの中には「市立小中学校」だけでなく、「私立中学校」や「養護学校」に通う子どもがいた。また、「外国人学校」に通う子どもの中には「ブラジル学校」だけではなく、「インターナショナルスクール」や「朝鮮学校」に通う子どもがいたことから、多様な就学状況の実態がわかった。

以上から、外国人の子どもの就学を考える上で、従来の研究のような公立学校のみを対象にした調査では、外国人の子どもの教育環境を十全に把握することはできないことが明らかになった。

### 4) 日本の学校に通う子どもの状況

学校調査の結果より、可児市立小・中学校の外国人の児童生徒数をみると、毎年増加しており、国籍別、学年別にみても増加傾向にあることがわかった（表 26、27）。

日本語指導を必要とする児童生徒への指導の体制

各学校別に指導体制を比較すると、外国人児童生徒の多数在籍校と少数在籍校に違いがみられた（表 28、29）。

2003（平成 15）年度は、小学校 2 校、中学校 1 校の計 3 校について、各学校に適応学級担当教師として 2 人ずつ計 6 人の加配教員が配置

されている。また市費単独事業として、外国人児童生徒の中で最も多いブラジル人の児童生徒の対応として、ポルトガル語の話せる 2 人が外国籍児童生徒適応指導員（日系ブラジル人）及び外国籍児童生徒巡回指導員（日本人）として派遣されている。

その他、可児市教育委員会と可児市国際交流協会の協働事業として、外国人児童生徒支援事業がある。ブラジル人児童生徒が多く在籍する小学校 2 校については、ブラジル人相談員と日本語ボランティアをペアにし、週 2 回×4 時間派遣している。

また、加配教員が配置されておらず、かつポルトガル語を母語としない外国人児童生徒が在籍する学校については、外国人児童生徒の編入学と母語に応じ、随時可児市国際交流協会の語学ボランティアが外国人児童生徒の通訳補助指導ボランティアとして派遣されている（2003 年度は中国語、英語ボランティアの計 2 人）。

このような体制で対応しているにも関わらず、外国人児童生徒の異動が激しいことから、外国人児童生徒を担当する加配教員からは、以下の声があげられた。

「日本語指導の特に必要な児童のうち、数人しか（巡回指導員等に）指導してもらえないのが実情である（時間的に無理）」

「一人一人個人差があるので、一斉に指導できないことが多い」

「一人の職員で指導が行き届ける児童数は、1 時間に 3 人が限度である」

「所属学級を優先しているので、時間割の変更等が急にあると、計画的に指導ができないこともある」

つまり、加配教員のみ外国人児童生徒の指導が任されており、外国人児童生徒への指導体制の調整の厳しい状況がうかがえる。

以上から、外国人児童生徒の日本語指導に関

<sup>29</sup> 前記脚注 12 の外国人集住都市会議シンポジウム in 豊田にて、「外国人青少年の教育と就労問題」とい題目でパネルディスカッションが開催された（外国人集住都市会議事務局 豊田市社会部自治振興課 2004）。

わる教員や現場からも、日本語指導の体制の改善が求められていることがわかった。

#### 学習支援の課題

近年になり、家庭での言語が社会や学校の言語と異なる子どもにとって、自分の第一言語を確立することが円満な人間形成に極めて大切であることが指摘されるようになった。日本語学習を単なる日常のコミュニケーションの手段だけでなく、思考力、認知力の発達といった学習能力に焦点をおいた議論である。

Cummis(1989)は、言語能力を「学習言語」と「生活言語」に分け、その能力の違いについて、学習言語の習得には5~7年必要と説明している。

日本においても、年少者を対象にした日本語指導に関する研究も多く、その中で「来日年齢(10歳の壁)」が指摘される<sup>30</sup>。

本調査でも、外国人児童生徒を担当する加配教員からは、以下の意見があげられた。

「学力に関しては、個人差があって何とも言えないが、せっかく話せるようになって、一時帰国が数ヶ月になると、また最初から学習することになり、学習が進んでいかないことも多い」

「日本語の日常会話ができるようになって、日本の中学校の授業内容が理解レベルにはなかなか到達できない」

このことは学習意欲にも連動する。

加えて、外国人児童生徒の指導にあたるブラジル人指導員からも、意見があがった。

「ブラジルでは勉強が出来た子ども、日本語の壁により学習が理解できないことで、学習意欲に対する自信を失せていることがしばしばある」

このような現状であるにも関わらず、外国人児童生徒を受け入れる小・中学校には、「日本語指導が必要」「日本語指導がなくなった」と判断するための基準となる言語能力の指標はない(表30、31)。その結果、日常会話ができることで日本語能力が十分と見なされ、この条件に該当する外国人児童生徒には日本語指導は実施されておらず、各学校の個別判断に任されているのが実情である。

教師や日本人の友達との日常会話に支障ない子どもをはじめ、日本語指導を受けていない子どもの声、自分では母語よりも日本語の方を得意と思っている子どもの声から、学習理解に不安を感じている様子が見え始める。

「国語の漢字が読めないから国語が嫌い」

「国語、算数、社会、家庭科。漢字が読めないから内容が良く分からない」

「特に算数と国語。読むのがわからないから難しい」

「国語わかんない。社会は漢字が多い。日本語学級へは行ってない」

「数学、進むのが早くて授業についていけないうつ。自分では日本のほうが話しやすく、ポルトガル語のほうが苦手」

外国人児童生徒の学習補助を行う中においても、日常会話の能力が決して学習理解能力と比例していない子どもの状況にしばしば遭遇した<sup>31</sup>。

したがって、外国人の子どもたちが帰国するにせよ、日本で暮らすにせよ、学習保障は必要不可欠であり、就学の継続支援と合わせて、外国人の子どもたちの学習能力と日本語能力が適正に測れる体制や指針を見直す必要がある。

#### 日本の「学校」文化

<sup>30</sup> 例えば、小野(1989)、野山(2000)、国立国語研究所(2002)、中島(2003)などが詳しい。

<sup>31</sup> その他、個別事例の詳細については、小島(2001)を参照。

日本の学校には、多様な文化的言語的背景の子どもが在籍する。文化や言語が異なる子どもにとって、日本文化と日本語で凝縮された社会「日本の学校」で過ごす環境は、想像以上に苦しい。

「学校で好きなところ」の項目に、【前期】では 44 人（「日本の学校」の 120 人のうち 36.7%）【後期】では 41 人（「日本の学校」の 125 人のうち 32.8%）が、「友達」のことをあげている。

「友達がたくさんいるから」  
「休み時間みんなでおしゃべりする」  
「友達がいっぱいいるし、遊べるから」

その一方で、「学校の嫌いなこと」の項目で【前期】では 15 人（「日本の学校」の 120 人のうち 12.5%）【後期】では 15 人（「日本の学校」の 125 人のうち 12.0%）が、「友達」をあげている。

「フィリピン人だから肌が黒いから『黒い！』っていわれるのがいやだ」  
「日本人の友達が少ない、日本語がわからない」  
「変なことをいわれる。『ブタジル』とか」  
「日本人からばかにされることがある」

加えて、【前期】では 10 人（「日本の学校」の 120 人のうち 12.0%）【後期】では 10 人（「日本の学校」の 125 人のうち 12.5%）が、「給食」をあげている。

「給食、キライ」  
「サカナ（ブラジルでは食べたことがなかった）」

日本の学校に通う外国人の子どもたちは、周囲から「違い」を否定されたりする経験から、違う文化や言語などを恥ずかしく思ったりしている。加えて、学校社会に早く順応しようという気持ちと、彼（女）らを受け入れる日本側に教育体制の環境も合い重なって、日本語習得

を必死に励む。しかし、その代償に母語を喪失する傾向にある。

母語(mother tongue)の定義は、言語学者の間でも合意はなく、定義も曖昧である。本人が母語を定義するにあたり、Skutnabb-kangas.T (1981) は、1.子どもが最初に学ぶ、2.最も頻繁に使用する言葉、3.最も熟知している言葉、4.アイデンティティ形成のための言葉の4つの基準が考えられるとしている。

日本における在住長期化に伴い、来日当初、「日本語は難しい。ブラジルへ帰りたい」と言っていた子どもも、半年すると友達とも意気投合し、仲良く遊べるほどの日本語会話能力を身につける。その結果、忘れた母語を思い出しながら話さなければならない親との会話を面倒と思っていたり、家庭の文化を恥ずかしく思っている子どもの姿を見かけた<sup>32</sup>。

こうした外国人の子どものアイデンティティの問題は、日本の学校から外国人学校に移った在日コリアンの子どもの保護者の声とも重なる。

「公立学校で続けようか悩んだ。在日コリアンの子どもも在籍しているが、本名を名乗っている子もいれば、名乗れない子もいる。子どもが国籍や本名を隠しながら暮らすことがよいのか、歴史を学ぶ中で学校や地域で差別が起こるかもしれない、在日としてこれからも堂々と生きてほしいと思い、学校を変えた。」

国際化が叫ばれて久しい今日、多様な文化的言語的背景を持つ子どもたちが、日本で堂々と自分を語れるための学校教育の必要性が問われていることがわかった。

多数在籍学校と少数在籍学校の違いと教育課題

<sup>32</sup> 例えば、志水 (2001)、小島 (2002) などを参照。

全国でも外国人集住都市の一つとして知られている可児市であるが、市内でも限られた地域に外国人が集住している。居住の偏在により、教育現場でも、外国人児童生徒の多数在籍校と少数在籍校に分かれ、その体制も異なる。

外国人児童生徒を受け入れる体制に関する意見に違いがみられた。

少数在籍校の担当教員の声

「加配や日本語教室といった外国人児童に対応したシステムがないため、利用したいが出来ずに困っているのが現状」

「学級に一人在籍していると、担任はその子につきっきりで対応すると全体に目が行き届かなくなる」

多数在籍校の担当教員の声

「各クラスとも2～5名の外国籍児童が在籍している」

こうした状況や体制の違いは、教科や学習指導にも違いがみられた。

少数在籍校の担当教員の声

「算数で割り算、掛け算をするとき、日本では九九を覚えるが外国ではどのように学習してきたのか、指導する側に理解できていない」

「学級の係りに対する責任感がない」

多数在籍校の担当教員の声

「学校や学級のルールを守ってやっていく限り、外国籍児童に限った課題というものはないのではないか」

以上の結果から、外国人児童生徒に対する課題意識に違いがみられた。

加えて、日本語指導の使用教材・自主作成教材の状況についても、多数在籍校と少数在籍校にかなりの違いがみられた（表 32）。

日本語教材や教授法について研究が進む中、各地では情報の共有化について、現場の教員た

ちから必要性を求める声があがっている。そうした中、学校と地域が連携し、課題に取り組む地域もある<sup>33</sup>。日本語教室（国際教室）の担当になった教員すべてが日本語教育に関する専門性を備えているとは限らない。新しい赴任地で突然外国人児童生徒の担当になる傾向がある現実の中、担当者たちの学習会や勉強会は不可欠である。

愛知県小牧市では、1997年に市の委託を受けて、「小牧市外国人児童生徒教育連絡協議会」がスタートした。外国人の子どもへの教育に向け、「日本語教育や教科指導のあり方を研究すること」（研修部）と「生活適応指導など、先生方が直面している問題の解決」（相談・交流部）に2つの柱を据えて活動している<sup>34</sup>。

多数在籍校の場合、過去の経験からの外国人児童生徒に関する対応の蓄積が多いことは明確である。校務文書・保護者連絡文書の翻訳は特に違いがみられる（表 33）。

以上より、外国人児童生徒の指導においては、「学校」という垣根を超越した、広域的な取り組みが必要であるといえる。

## 5) 外国人学校（ブラジル人学校）に通う子どもの状況

### ブラジル人学校の概要

Associação das Escolas Brasileiras no Japao（日本・ブラジル学校協会、以下「AEBJ」と表記する）によると、2004年日本には63校

<sup>33</sup> 例えば神奈川県の場合、研究者、教員、日本語指導協力者、行政（国際交流協会）が連携し、総合的な国際理解教育教材情報整備のための検討委員会を設立し、国際教室で使用できる教材情報を満載したサイトを立ち上げた（総合的な国際理解教育教材情報整備のための検討委員会 2003）。

<sup>34</sup> 2003年11月12日、愛知県小牧市外国人児童生徒協議会研究授業参加時にインタビュー調査を実施した。

のブラジル人学校（うち、ブラジル教育省からの「認定」校が33校）が存在する中、岐阜県には可児市のほか、美濃加茂市、大垣市に実在する<sup>35</sup>。

可児市内にあるブラジル人学校には、2003年5月1日現在230人の子どもが在籍している（表34）。

同校は2000年5月に設立され、2001年8月6日ブラジル教育省より「認可」された（PARECER No.21/2001）。職員は、教師16人、委託スタッフ2人（調理師1人、用務員1人）、委託講師5人の計29人から構成される。

2000年5月に市内にある民家で子ども21人で始めたのが契機となり、2000年11月より現在の場所に移動した（鉄筋コンクリート5階建ての地階・2階・3階部分を借用、面積1,000㎡）。

クラスは年齢でなく、ポルトガル語能力により編成されており、現在は11クラスと就学前クラスに分かれている（高等部は2002年から開設）。

年間授業日数は200日以上、4学期から成り、年4回テストを行っている。また指導にあたっては、POSITIVOの教科書が使用されている。

一日の授業時間は、学年ごとで異なり、3部制になっている。1～4年生が8時15分～12時15分（20分休憩含）、5～8年生が12時45分～16時50分（15分休憩含）、高校生19時15分～22時30分に分かれており、各45分間授業である。

生徒たちは主として、ピストン送迎により通学しているため、生徒の居住地も可児市や隣接した美濃加茂市だけでなく、関市、多治見市の他、県境を越え、その範囲も広域である。

#### 学校運営と保護者の経済的負担

<sup>35</sup> 2004年3月10日、外務省主催「在日ブラジル人に係る諸問題に関するシンポジウム」レジュメを参照。但し、ブラジル人学校数はAEBJ加入校に限る。

なお、東海地域におけるブラジル人学校の詳細は、今津・松本（2002）が詳しい。

月謝（授業料）は、子どもの就学時間や兄弟で在籍する場合などの個々の状況により金額が異なる。基本は、半日30,000円（送迎代込み）、1日48,000円、幼児（3歳～5歳）は1日30,000円（給食込）となっており、その他教材費24,000円（3ヶ月6,000円×4回）、制服費などを要す。

本調査の【後期】訪問による保護者の声から、ブラジル人学校に関する経済的項目を指摘する声が多数あった。

「日本に限らず、何処にいてもかかることだから仕方ないことかもしれないが、月謝が高い。将来のことを考えて、子どもをブラジル人学校に入れた」

「先生も良いし、学校もよい。特に問題はないと思っているが、授業料が3.5万円すること」

「月謝が高い。二人で8万かかる（送迎、食事込み）」

日本において私塾と同等の扱いであるブラジル人学校は、公的支援が極めて少なく、授業料も高い。そのため、家庭への経済的負担が大きい。AEBJでは奨学金制度を設けているがその人数も限られているため、学割乗車券を含め、外国人学校の経済的支援制度の改善は強く求められていることがわかった。

#### 日本語教育への支援

2003年度の新規事業として、岐阜県では「ブラジル人子弟交流支援事業補助金」を開始した。ブラジル人子弟に対し、より良い生活を確保し、健全なる心身の発達を図るため、市町村が行うブラジル人子弟に対する交流事業への補助金援助である<sup>36</sup>。

<sup>36</sup> 事業開始に至っては、岐阜県在住外国人支援推進会議による課題への取り組みに因る。

経過に関する詳細は、2003年10月発行の本調査中間報告書（前期調査のまとめ）を参照。

可児市では、可児市国際交流協会がこの補助金を利用し、地域にあるブラジル人学校への日本人の日本語講師（ボランティア）の派遣事業をはじめ、日本語に関わる教材支援などを行っている。

このような取り組みに対し、ブラジル人学校に通わせている保護者からの肯定的評価の高い声があった。

「今の学校では日本人が日本語を教えてくれるので、よいと思う。前の学校にも日本語の授業があったが、ブラジル人が教えていた」

「将来はブラジルに帰る予定でブラジル人学校に通わせていて、日本語も少し教えてもらえるので不満はない」

外国人学校に通う子どもの日本での生活を考えると、外国人学校への日本語教育支援のあり方が重要な課題である。

#### 子どもの健康管理の課題

AEBJ が挙げる改善が必要な点でも「生徒の健康管理」が指摘される中<sup>37</sup>、外国人学校、特にブラジル人学校に通う子どもの保護者からも、学校内の公衆衛生や健康管理について懸念する声があった。

「衛生面がひどいため、改善してほしい。特に汚いこと」

「衛生面を改善してほしい」

可児市保健センターでも課題認識を持ち、ブラジル人学校と協議したことがあった<sup>38</sup>。健康診断や予防接種の実施について協議を行ったが、その対象を「可児市在住者のみ」としたため、ブラジル人学校から同意を得られなかつ

<sup>37</sup> 2004年3月10日、外務省主催「在日ブラジル人に係る諸問題に関するシンポジウム」レジュメを参照。

<sup>38</sup> 2004年3月2日、可児市保健センター担当者を対象に、ヒアリング調査を実施した。

た。

同校には可児市在住者のみに関わらず、周辺地域に在住する子どもが多く在籍するため、実状にあった、広域的な取り組みが必要といえる。

#### 6) 不就学の子ども

##### 不就学になった要因分析

不就学になった要因について子どもの声を分析すると、「経済面」「学習困難」「家庭問題（家事手伝い）」「その他」の4つが考えられる。

【前期】および【後期】と引き続いて「不就学」だった8人について理由別に見ると、「経済面」の4人が最も多い。

「家賃をためていたもので、働きたいと思った。今は3人で暮らしている（お母さんと、お母さんの彼氏と。母は離婚した）。友達がいるから、たまに学校にまた行きたいなと思うことがある」

「本当は中学に行きたかったけど、制服が高かったからと勉強についていけないと思ってやめてしまった。ブラジル人学校にも行きたかった。友達が行っているを見て、うらやましいと思うことがある」

また、【前期】では「日本の学校」に通っていたが【後期】では不就学になった4人について理由別にみると、「学習困難」「経済面」の理由に起因する。

「日本の学校はあまり好きでなかったし、特に中学校は難しかった」

「中学校が面白くなく、仕事をやりたかったから」

「日本の学校は楽しかった。できることなら戻りたい」

「引越しをして、転校しなければならなくなり、またいろんなものを買わなければならないのでお金がかかるし、手続きも大変だしやめてしまった」

以上から、中学に入り学習意欲が持てていない状況をはじめ、学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由・家庭的な理由により子どもの教育機会が失われていることがわかった。

加えて、【前期】では「不就学」だったが【後期】では「就学」した子どもをみると、「日本の学校」へ1人就学した。本調査を通じ、保護者の母語による情報提供を行うことで保護者の日本の学校に対する不安が解消されたことに起因する。

「外国人が日本の学校に無償で入学できることを知らなかった」

その後、可児市国際交流協会の支援により日本の学校に編入学し、現在も通っている。

可児市住民課を対象に、外国人登録の新規登録や居住地変更の手続きの際における就学対象年齢の子どもが存在した場合の対応について、ヒアリング調査を実施した<sup>39</sup>。

「可児市では、通常外国人登録の窓口の対応は日本語で行なっている。しかし、世帯構成、続柄、国民健康保険の件などで説明しても理解してもらえないときは、まちづくり推進課にブラジル人相談員がいる場合は非常に高い頻度で通訳を依頼している。

その他、外国人の方が手続きの前に相談員のところを訪ね、相談員が連れてくることや、派遣会社の方（通訳できる人）が連れてくることも多い。

その中で日本の義務教育年齢に該当する子どもがいた場合については、窓口で就学意思の確認を日本語で行なっている。ブラジル人相談員に通訳を依頼することもあるが件数としては少ない。

日本の学校への就学希望者の場合のみ

<sup>39</sup> 2003年12月2日、可児市住民課担当を対象にヒアリング調査を実施した。

教育委員会を案内し、教育委員会への同行などは実施していない。

日本の学校への就学希望以外の場合（ブラジル人学校等）は、就学をどうするか、特に確認していない。またその後の就学有無に関する確認調査等も行っていない。

また、通常窓口には、特に多言語で作成された就学に関する文面を置いたり、案内したりは実施していない」

2003年8月7日、総務省行政評価局は文部科学省に対し、「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知」をしている。

その中で主な通知事項として、1.就学の案内等の徹底、2.就学援助制度の周知の的確化を指摘しており<sup>40</sup>、本調査結果と共通する。

以上により、地域において就学案内のサービスのあり方に対する改善が強く求められていることが明確となった。

不就学の子どもの過ごし方

経済的な理由が作用し、不就学の子どもの中では就労している子どもも多い。

「毎日バイト8時～16時（時間はいろいろ変わる、3時まで、12時までなど、土日は休み）」

「朝8時～夜7時。残業は毎日あるが、あまり希望していない。時給は800円」

「工場で仕事しているけど来週からまた工場が変わる予定。いつも送迎バスで行っている。朝7時5分～17時。時給800円。」

また、工場などでの就労という形態だけでなく、保護者が託児所の費用などを回避したい理由

<sup>40</sup> 総務省行政評価局が文部科学省に対し、2001年12月～2003年8月の期間実施した「外国人児童生徒等の教育に関する監視観察」の結果に基づき、学校における教育指導の充実等について勧告を行った（総務省行政評価局2003）。

からか、家事労働を担っている子どもや、居場所がなく1日を家の中で過ごす子どももいた。

「家で過ごしている。一番下が4歳なので、面倒をみたり、家事をしている。親が朝8時～夜9時まで仕事をしている」

また思春期や成長期を迎える子どもも多いことから、13歳で妊娠している子どももいた。

「赤ちゃんができたので学校をやめた。来年3月に生まれる予定」

外国人の子どもの場合、年齢を偽り就労している子どもがいるということ、一概にその子どもや雇用主の責任とすることはできない。

外国人の子どもの不就学の背景には、各家庭の経済を支えている要素もあり、その家庭へのサポート無しで単に就学を進めるだけでは、場合によっては生活破壊の可能性も考えられる。

したがって、さらに不就学の子どもから子どもが誕生することを回避するためにも、子どもの教育支援という切り口から、不就学の現状を考える必要があることがわかった。

#### 不就学の子どもの保護者の認識

不就学の子どもの保護者は、決して子どものことを蔑ろにしているわけではない。

子どもの現状に関して、【後期】不就学であった保護者の声をみると、「子どもの学習保障」「家庭内の問題」「学校教育・生活内容」「社会システム」の4項目に区分できる。

「子どもの学習保障」では、帰国と日本在住という子どもが異動する中、教育に対する不安についての声がみられた。

「日本の学校は良いと思う。子どもをせめて中学校を卒業させてあげたかったが、中1の途中で帰国した後、学校に戻らずそのままやめてしまい、仕事をするようになった」

「日本の学校に初め行っていた。5年間日

本に暮らして、そのあとブラジルに帰国した。1年くらいブラジルで暮らしたことでポルトガル語が上手になったので、子どもがかわいそうだと思い、再来日したときはブラジルの学校に入れたが・・・ついていけなかった」

「家庭内の問題」では、家庭不和に起因する声が目立った。

「夫と離婚してから、生活が経済的に苦しくなった。子どもが勉強をやりたくないというのでやめた。学校に行かせたかったし、あと少しで卒業だから行かせたいとも思っている。日本語が分からないので、直接勉強をみてあげられなかったことを残念に思っている」

「日本語を学ばせたいと思い日本の学校に始め入れたが、離婚したため、お金が掛からないブラジル人学校に入れた。しかし、経済的に困難になり、子ども2人を学校に入れていない状態。(ブラジル人学校が日本の学校より学費が高いことを知らなかった)」

「子どもが中学に上がる時、父親がちょうど病気になりお金がかかり、子どもの制服が高い(7万円くらい?)こともあり中学に入れられなかった」

「学校教育・生活内容」では、日本の学校の経験に関する声がみられた。

「小学校まで娘は楽しく喜んで通っていたので、日本語も上達した。しかし、中学のいじめから、ブラジルに帰国した」

「日本の学校は取り出しで漢字だけやっていて、算数とかぜんぜん教えてもらえなかった。(子どもは)色々勉強したかった」

また「社会システム」では、日本語と日本の学校に対する不安の声がみられた。

「日本の学校に入れたいと思ったが、まったく日本語は分からないのに入っても意味がないと思った」

「学校が遠いから。言葉が分からないので日本の学校には入れたくない。経済的に今の状態では学校に入れさせられない」

このような中、将来の子どもへの希望について、以下の声がみられた。

「日本で勉強を続けてほしい。中学を辞め、日本では15歳以上でないと就労できないのに、嘘ついて働いている」

「自分たちの現状よりも子どもたちには良い将来をと思っている」

「ブラジルに帰って、高校・大学と進学してもいいし、本人の希望通り留学して言葉や知識をもっと身につけることもよい。本人のやりたいようにするのが一番良い」

つまり、長時間労働や不安定な雇用条件の下で、保護者たちは子どもの不登校の問題を解決できるだけの余裕がもてないでいる。

以上の結果より、決して子どもの教育や不登校の状態に無関心でいるのではなく、子どもに大いなる期待を持ち、日本で生活している保護者の気持ちがわかった。

## 7) 「不登校」と「不登学」

文部科学省では毎年不登校調査を実施しており、その数は年々増加している。

「2001年度学校基本調査報告書」(文部科学省)によると、年間30日以上欠席した不登校の小中学生の数が過去最高を記録した。1991年度6,817人と比較すると、この10年で約2倍に増加している(図32)。

このように不登校児童生徒が年々増加する現状の中、文部科学省では不登校問題の解決に向けて、不登校児童生徒の学校復帰及び自立を支援する観点から、調査研究を実施し、実態分

析を行った<sup>41</sup>。

この調査結果報告から不登校の要因としての今後のあり方をみると、外国人の子どもの不登学放置と共通する点が多い。

本調査における、不登学の外国人の子どもの中に、日本の学校経験有の子どもが多くいた(日本の学校の経験有は、【前期】58.3%、【後期】は60.9%)。

この子どもの声をみると、受け入れ態勢や周囲の環境に関する指摘する声が多い。

「あまり友達が好きでなかったし、特に先生が嫌いだった。厳しかった」

「先生たちが嫌だった。いつも日本語教室で漢字だけやっててといわれた」

「学校に通っているときは勉強がよくわからなくて、学校があまり好きじゃなかった」

「勉強もそうだけど、人がきつくていやだった」

「小4から入り、そのまま中学に入った。しかし、中1の時いじめにあい、つらくやめてしまった」

一方、文部科学省の不登校の調査結果によると、不登校となった直接の要因を、「学校生活に起因するもの(36.2%)」とあげている。加えて、不登校経験者に聞いた「不登校経験者の実態調査」結果からは、「友人関係をめぐる問題(44.5%)」、「学業の不振(27.6%)」、「教師との関係をめぐる問題(20.8%)」を不登校の要因とあげている。

以上を比較すると、文部科学省の調査結果で指摘される不登校の要因や背景は、本調査からみえる外国人の子どもの不登学と重なる点が多いことがわかった。つまり、外国人の子ども

<sup>41</sup> 文部科学省では、平成14年9月に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」を設置し、2002年8月23日～2003年3月31日間、不登校の解決に向けて研究調査を実施した。

の「不就学」への対応が急務の中、文部科学省の不登校問題に取り組む調査研究の姿勢や結果による課題の取り組みは、外国人の子どもの不就学問題の解決への糸口と繋がる。

日本における不登校問題が近年深刻化しているが、本調査で明確になった外国人の子どもの不就学の比率を全国の不登校の子どもの比率と比較した（図 33、34、35）。その結果、外国人の子どもの極めて深刻な実状がわかる。

同じような背景や要素から起きる問題の解決をするためには、共に進めて考えていく必要があるといえる。

外国人が多く暮らす地域において外国人の青少年の治安問題になる前への解決が叫ばれる中、不就学へ取り組むための就学状況把握と就学の継続支援の重要性は、文部科学省が取り組む不登校問題への指摘からも明確である。

## 8) 年齢超過者の教育権

義務教育期間は国により異なる。

例えばブラジルの場合には 8 年で終了するため、ブラジル人学校の卒業生やブラジル本国で卒業し来日した子どもの場合、日本で就労可能な年齢に達していないために就職できず、街でぶらぶらする子どもも少なからず存在する。

その背景には、外国人の子どもの中学 3 年生に日本の学校へ編入学し、学習を継続していくことは言葉の面においても厳しいという現実要因に因る。

外国人の子どもの進路保障の取り組みとして、全国では外国人生徒を対象に、高校入試時の辞書の持込、漢字のルビ打ち、試験時間の延長、入試科目の選択などの特別入試枠や特別措置が設置される等、各地様々な取り組みが実施されている。

また、フリースクールで学んだ生徒が公立中学校の卒業証書を受領できるところもある<sup>42</sup>。

<sup>42</sup> 2004 年 2 月 6 日、本研究協力者（横尾）が沖縄・アメリカンスクールを訪問し、代表のセイヤー・ミドリ氏を対象にインタビュー調査を実施した。

しかし、現実には日本で義務教育を終了していない外国人の子どもが中学卒業資格を手にするための再挑戦できる場や機会は極めて少ない。

文部科学省では、病気その他のやむを得ない理由で中学校に行けなかった人のために「中学校卒業程度認定試験」を年に一回行っており、1999（平成 11）年度からは、日本に住む外国籍の人もこの試験が受験できるようになった。そのため、年齢超過のために日本の中学校に入れなかった人や日本の中学を途中で退学した人も、この試験に合格すれば、高校入試を受ける資格が与えられるようになったのである。

岐阜県における中学校卒業程度認定試験の受験者数の過去 4 年をみると、計 3 名が受験しており、かつ受験者全員外国籍の子どもであった。

過去 4 年間における中学校卒業程度認定試験の受験者数とその内訳<sup>43</sup>

2000（平成 12）年度・・・中国籍	1 人
2001（平成 13）年度・・・	0 人
2002（平成 14）年度・・・中国籍	1 人
2003（平成 15）年度・・・ブラジル籍	1 人

加えて、全国には義務教育の年齢（満 15 歳）を越えており、中学校を卒業していない者のうち入学を希望する者に対して、夜間に中学校教育を行うことを目的とした「夜間中学」が存在する<sup>44</sup>。しかし、学校の存在も地域により偏在

<sup>43</sup> 岐阜県教育委員会より資料提供。

<sup>44</sup> 2002 年 4 月現在公立の夜間中学は、千葉 1 校、東京 8 校、神奈川 6 校、京都 1 校、大阪 11 校、奈良 3 校、兵庫 3 校、広島 2 校の 8 都府県に 35 校のみである。

例えば、東京都教育委員会の場合、入学対象者 都内在住・在勤で、義務教育課程相当未修了の者とし、義務教育の年齢（満 15 歳）を越えており、中学校を卒業していない者のうち入学を希望する者に対して、夜間に中学校教育を行うことを目的としている。

また、大阪府・大阪市・岸和田市・東大阪市・八尾市・堺市・守口市・豊中市（各教育委員会）の場合、入学すること

し、平等な教育の保障がされていない。

したがって、年齢超過する外国人の子どもへの教育支援をはじめ、日本語教育や職業訓練を含めた社会への適応支援は、外国人の子どもの教育の権利を考える上で重要課題であることは明確である。

### 3. 子どもたちを取り巻く状況

2002年1月の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、日本は他の先進諸国も未経験な人口の超高齢化社会を経験することになる。全人口に占める高齢人口の割合は2000年の17.4%から2025年前後の28.7%へと上昇し、その時点ではおそらく世界最高の水準になると推計されている。高齢人口割合はその後も上昇を続け、2054年頃に36.0%のピークに達すると予測している<sup>45</sup>。

加えて、日本の労働力人口は今後2030年までに19.1%、1310万減少するという時代の流れを受け、近年日本政府でも外国人労働者の受入れの是非が検討されている<sup>46</sup>。このような背景から、益々多民族多文化社会が到来すると予想できる。

本調査のパイロット地域である岐阜県可児市における外国人登録者数の国籍（出身地）別の変動は激しい。しかし、外国人集住都市会議参加都市においても状況は一律でない。同じ岐

---

ができる者を、1.義務教育の年齢（満15歳）を超えている者、2.中学校を卒業していない者、3.大阪府内に住んでいる者とし、1~3の条件に該当する者としている（小学校を卒業していない者については、教育委員会又は夜間学級のある中学校の校長にそのことを申し出て、指導を受けることとしている）。

<sup>45</sup> 2003年12月16日、国立社会保障・人口問題研究所主催 第8回 厚生政策セミナー「人口減日本の選択 - 外国人労働力をどうする？」における報告を参照。

<sup>46</sup> 例えば、「多民族社会をつくろう」（朝日新聞社2000）、「21世紀の外国人政策 - 人口減少時代の日本の選択と出入国管理」（坂中2000<sup>8</sup>）、「外国人受け入れ問題に関する中間とりまとめ - 多様性のダイナミズムを実現するために「人材開国」を -」（日本経済団体連合会2003）などを参照。

阜県下で、かつ外国人集住都市会議参加都市である大垣市では、「ブラジル」国籍者の数年間にわたる減少と「中国」国籍者の増加といった異なる状況が現れている。

加えて本調査においても、外国人の雇用条件や雇用形態が国籍（出身地）別に異なっている実状を本調査対象者の保護者たちから聞いた。国籍（出身地）による就労者の入れ替えが激しい雇用状況の下、外国人の子どもたちはそうした親や保護者の経済的事情により、子どもたちの居住と教育は揺れ動く中に置かれている。

このことは、外国人の保護者の定住・帰国の選択とも連動する。

子どもの教育への希望に関する保護者からの声をみると、「今後の将来の未定」に区分できる声が多くあった。

「仕事がなくなっていつブラジルへ帰るか分からない」

「経済が不安定の中、今後のことは良く分からない。ただ、日本は一時滞在だと思っているため、いつかは帰国する予定。子どもは大学まで進学させたいと思っている」「ブラジルで大学まで入れたい。3年以内に帰国することを目標にしているが、子どもとは帰国のことで具体的な話をしたことはない」

つまり、不安定な雇用条件のために、保護者の将来設計ができない現実にある。

しかし、ほとんどの保護者たちは子どもの将来へ期待し、日本で生活している。一部、教育へ対する無関心な保護者はいるものの、子どもを思う親の気持ちは普遍的であり、国籍や民族の違いなどない。

今子どもが通う学校についての意見や感想に関する保護者の声をみると、「学校選択の理由」に区分できる声も多かった。

「日本の学校」を選択した保護者の声

「日本に来たのだから、日本のことを学ぶ

のに日本の学校のほうが良いと思い、夫婦で話し合い決めた。子どもは喜んで日本の学校に行っているのだから日本の学校でよかったと思っている」

「日本語を学べるし、日本の文化も覚えられと思い、日本の学校に入れた。ブラジル人学校より日本の学校は教育もしついても良いと思っている」

「入れる前は日本の学校のことを知らなかったのが怖かったが、子どもが大変気に入っている。日本にいるのだから、日本の生活を学ぶためにも日本の学校に入れた。分団(集団)で登校することがよいと思う。しかし、学校まで20-30分子どもの足でかかるのでそれが心配」

「外国人学校」を選択した保護者の声  
「将来のことを考えて、子どもをブラジル人学校に入れた。いろんな不安があったため、両方いっぺんに子どもに覚えさせることは難しいし、子どもがかわいそうなので、今はブラジルの教育で育てていきたいと思っている」

「いつかはブラジルに帰国するつもりでブラジルの学校への編入・継続を考えて、日本の学校からブラジル人学校に変えた」

加えて、子どもを日本で育てる中での悩んだことでも、「学校選択」に区分できる声もあった。

「日本の文化とブラジルの文化を平行して学ぶことの厳しさ。子どもは日本語が分からないし、日本の学校は遠くて通うのが大変。でも日本語も覚えてほしいから、来年くらいには日本の学校に入れたいと思っている」

「言葉がポルトガル語と日本語がまざってしゃべるようになったので、(親が)日本語が分からないし、いじめがあると思い日本の学校に入れるのをやめた」

「日本でブラジル人学校に入れたことが子ども達によかったことだったのか、悩んでいる」

以上から、学校選択で悩む保護者の様子がうかがえる。

その他、子どもを日本で育てる中での悩んだことに関する項目から、「子どもとの時間」に区分できる声も多数あった。

「今の生活の中で家族団らんの時間が持てないこと。子どもと一日2-3時間しか触れ合うことが出来ないのも、もっとゆっくり生活したい」

「日常生活について子どもと触れ合う時間が少ない」

「子どもの勉強をみてあげられないのが淋しい。子どもの方が漢字を知っているし、日本語も分かる。家の中では子どもにタガログ語で話しかけているが、子どもの返事は全部日本語だけ」

「学校の勉強や宿題を見てあげられないこと。特に漢字など分からないため、算数さえも教えてあげられない」

「子どもとは家ではポルトガル語で話しているが、日本語の返事が多くなったこと」

以上の保護者の声から、就労状況に起因する子どもとの触れ合う時間がないことや、親子間の言語的摩擦によるコミュニケーションギャップが起きていることが詳細にわかった。

つまり、従来のように、「外国人の保護者の教育への関心の低さ」の一言で片付けることはできない、教育をめぐる大きな課題が存在することが明らかになった。

#### 4. 調査結果や調査方法の評価

##### 1) 調査対象者の選定

調査対象者を外国人登録に基づいて選定  
本調査の対象者は、就学年齢に該当する可児

市在住の全国籍の外国人の子どもとしたが、その基本情報は、地方自治法の第10条「住民」規定に基づく「住民の記録」として可児市より提供された。

その情報提供にあたっては、可児市個人情報保護条例による個人情報保護審査会での審査や答申を受けて、調査研究の協働団体である可児市から提供されたものである<sup>47</sup>。

したがって、本調査の実施にあたっては、調査方法や調査票（質問票）様式に個人情報保護の仕組みを設け、その管理や調査手順・方法なども厳格に定めて個人情報の保護を徹底して調査を実施した。

外国人の子どもの教育環境、とりわけ個々の就学状況を把握するためには、その対象者の基本情報の把握が不可欠であった。

#### 調査対象者の国籍の範囲

本調査では、対象者の国籍を限定せず、可児市在住の就学年齢に該当する外国人の子どもの全員を対象とした。

各地における就学状況の調査では、外国人の教育の課題をいわゆる「ニューカマー」の問題と捉えて、1990年の入管法改正以降急増した「定住者」の多くを占める特定の国籍に限定して実施されていることが多い<sup>48</sup>。

ところが、本調査でも明らかにしたように、外国人の子どもの教育をめぐる課題は多岐に渡り、「日系南米人」や「ブラジル国籍」の子

どもだけの課題ではなく、日本社会のあり方を含めた教育制度全体が課題となっている。

とりわけ、外国人の子どもの教育に関する基本施策は、在日コリアンへの教育の取り扱いに「準じた」<sup>49</sup>ものとなっていることが重要な点である。

また、最近の外国人学校の大学入学資格をめぐる動向<sup>50</sup>で明らかになったように、インターナショナルスクールやナショナルスクールとしてのブラジル人学校、ペルー人学校などの地位も、在日コリアンの民族教育否定の施策<sup>51</sup>と大きく関わっている。

こうした背景を考慮し、本調査ではその対象を全国籍とし、ブラジル国籍や南米系といった特定国籍に限定するものとはしなかった。その結果、在日コリアンだけでなく、フィリピン国籍や中国籍の子どもの状況の把握も可能となり、そうした子どもたちの教育課題から考える視点を得られた。

本調査における【前期】と【後期】の対象者の国籍別の増加率では、「ブラジル」よりも「フ

<sup>47</sup> 外国人登録法第4条の3第4項の規定による。

また、外国人登録法の解釈については、他の法律で特段の規定が置かれていない場合であっても国の機関又は地方公共団体が法律上担うこととされている事務を遂行する上で必要と認められる場合にも開示し得るようにしているものであり、例えば、就学予定者を知る上で教育行政上必要とするような場合、各般の行政上その対象者を把握する必要があるような場合などがこれに該当します」と述べられている（外国人登録事務法令研究会編2000:39）。

<sup>48</sup> 例えば、群馬県大泉町（群馬県邑楽郡大泉教育委員会2004）などが該当する。

<sup>49</sup> 1991（平成）3年1月30日文部省初等中等教育局長通知「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について」の3項目目に「在日韓国人以外の外国人の取り扱いについて、「在日韓国人以外の日本国に居住する日本国籍を有しない者についても、上記1及び2の内容に準じた取り扱いとすること」と述べられている。

<sup>50</sup> 例えば、「外国人学校生の大学受験 門戸は開いたか」（田中1999）、「国際化に逆行する外国人学校の資格問題」（田中2003）を参照。

<sup>51</sup> 朝鮮学校については、1965（昭和40）年文部事務次官通達にて「二、朝鮮人のみを収容する私立の教育施設（以下「朝鮮人学校」という。）の取り扱いについては、次によって措置すること。（1）朝鮮人学校については、学校教育法第一条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第一条の学校として認可すべきではないこと。（2）朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでないこと」と述べている。

「フィリピン」が高くなっている。可児市における外国人登録総数を国籍別に比較しても「フィリピン」の増加率と構成比の割合が高くなっており、特定の国籍に限定した調査では地域の変動と子どもの教育課題を正確に把握することができないことが明らかになった。

可児市における国籍別の外国人登録者数の変動と同様な状況は、隣接する美濃加茂市でも見られるが、岐阜県内の外国人集住市である大垣市では、「ブラジル」国籍者の数年間の減少と「中国」国籍者の増加といった異なる状況が現れている（図36、37）。

したがって、地域における外国人の子どもの教育環境を把握するための調査には、全国籍を対象とする調査方法が重要であることが明確にされた。

その一方で、日本社会において、いわゆる「ニューカマー」と「オールドカマー」の置かれた条件は大きく異なり、社会的な配慮をせず「外国籍」であることで一律的な調査が行われることは、人権を侵害し社会的差別を生じさせることを考慮に入れる必要があることはいうまでもない。

とりわけ、公立学校の入学や学校での在日コリアンへの対応は、「日本人」扱いされており、「就学通知」や「就学時健診」の事務処理では、日本人と同様に行われている<sup>52</sup>。

したがって、学校において在日コリアンは、「通名」使用も多く、外国人とは見なされない状況が続いている。

しかし、そのコリアンの子ども自身はアイデンティティの揺れや国籍をめぐる葛藤や社会的差別の現実を感じていることなどが明らかになっている<sup>53</sup>。

本調査における在日コリアンの対象者につ

いては、訪問において事前に保護者への調査目的の説明と子ども自身のコリアンとしての認識を踏まえ、かつ保護者の同意を得てから、子どもへの直接面接調査を実施した。特に「通名」使用の状況については、十分に配慮し、家庭訪問を行った。

#### 調査方法の比較

就学状況の調査では、留置きアンケート回収による調査や郵送によるアンケート調査もなされているが、可児市における予備調査の結果からも、回収率や有効回答率の低さや回答内容の矛盾や不明確な点など問題点が明らかになっている。

特に、アンケートや質問票を日本語から外国語に翻訳するだけでは、質問の意味を理解し回答することが難しい項目も多い。

個人の状況ではなく、保護者の意識や家庭状況などの傾向を把握するためには、こうした抽出調査やアンケート調査も有効であると思われるが、就学や教育の現状を正確に掴み、具体的な施策につなげるためには本調査のような直接訪問による悉皆調査の有効性が明らかである。

#### 調査対象者の個人情報の保護方策

本調査では、調査研究の協働団体である可児市から基本情報の提供を受けて調査を実施したが、その調査方法や様式で最も考慮した点が、個人情報の保護である。

訪問による調査を実施する以上、対象者の個人情報を得て行うことになるが、その対象者の基本情報は、訪問による調査が完了した段階で、個人を特定できる情報は「扱いに困る」個人情報となる。そのままでは、データ入力や集計の処理も制限をせざるを得なくなるため、本調査では調査票の内容を二分割し、上部を市から提供された基本情報部分、下部を調査項目と区別した。訪問による調査終了時点で上部を切り取

<sup>52</sup> 2003年12月12日、可児市教育委員会を対象にヒアリング調査を実施した。

<sup>53</sup> 例えば、福岡（1993）、原尻（1998）が詳しい。

り、調査票の下部の調査項目情報のみを使用して入力や集計を行った。

その切り取った調査票の上部については、可児市へ返却し廃棄処分とした。

訪問による調査実施までの調査票の保管や訪問時の持ち出し手順や返却確認手順も取り決め、個人情報保護に万全を期した。

調査報告の際にも、個人を特定できる報告は行わず、数量的な報告を主として行っている。

## 2) 調査方法

直接訪問による調査の有効性と複数回調査の有効性と必要性

本調査では、対象者への直接訪問による調査票を用いた質問調査を行ったが、可児市におけるアンケートによる予備調査と比べて、無効回答項目が極めて少なく、回答精度が高いものとなった。

ただ、調査の対象者が子どもであり、保護者の同席や保護者が答えることも多く、子ども自身の気持ちや声が十分に反映しているかを検討する必要がある。

また、子どものみの面接調査では、明確な回答が得られないこともあり、後日の再訪問による確認なども必要となった。

その反面、調査項目の回答の矛盾は少なく、自由回答項目についても、何らかの意見が述べられ、保護者の中には自由回答項目にはポルトガル語やタガログ語で記入してくれるケースもあった。

直接面接であるため、保護者や子どもが在宅する時間帯に訪問する必要があり、それぞれの家庭の生活リズムや生活習慣にあわせて、夜間や深夜あるいは早朝の調査が多くなった。また、保護者が就労している会社の休みなどが分かる際には、会社の寮での集中的な訪問も行った。

本調査の協力調査員の多くは、可児市国際交流協会の日本語ボランティアスタッフであり、学校や地域での顔見知りも存在し、調査対象者

や保護者の理解が得やすかった。

訪問の際には、対象者や保護者の文化的背景にも配慮し、女性の調査員は服装を工夫することで、対象者との文化的親和性を高める工夫を行うことで「アミーゴ」と受け入れられるような調査環境を意図した。

訪問による調査実施にあたり、【前期】と【後期】ともに調査開始前に多言語の調査依頼文を協力団体の支援で配布したが（参考資料 参照）、外国人が多く雇用されている企業では、給料明細とともに調査依頼文を同封いただき、訪問先の保護者から会社から聞いているとの意見も多く寄せられた。

本調査は、就学年齢に該当する可児市在住の全国籍の外国人の子どもを対象として、【前期】と【後期】の2回の訪問を実施した。そのため、【後期】では多くの家庭で、調査員及び協力調査員が歓迎を受け、この調査への理解や協力があることが明らかとなった。

【後期】では、多言語による【前期】のまとめ（参考資料 参照）を持参して説明を行うことで、さらに調査への協力が得られた家庭も多くあった。

また、【後期】においては、保護者からの聞き取り項目を増やして調査内容を充実させたが、多くの保護者の声を聞くことができ、子どもへの期待や将来への希望が多く語られた。

【前期】と【後期】の2回の調査を実施することで、対象者の異動や就学状況の変化などが把握できたとともに、居住状況の把握の難しさや帰国・一時帰国の多さ、雇用状況の変動、居住異動の激しさなどが明らかになった。

加えて、訪問による調査に適する時期や複数回の調査あるいは経年調査の必要性も見えてきた。

学校在籍者の訪問除外の可否

他地域での就学調査では、現に公立学校やブラジル人学校に就学・在籍している子どもを訪

問による調査対象から除外したり、在籍の事実のみで就学と判断しているようである。

本調査では、直接訪問による対象者との面接によって就学状況や就学実態を把握したが、【前期】と【後期】の2回の調査結果によれば、就学状況が変動している対象者もあり、また、学校間の移動や「不登校」と見られる状況も判明した。

とりわけ、ブラジル人学校における在籍状況は年間を通して大きく動いており、また、学校所在地と異なる広域的な送迎バス通学が多く、書類上の調査のみで対象者の在籍や就学を把握することは困難な状況であると思われる。

こうした問題を回避し、教育環境や就学状況を調査するためには、学校の在籍情報を参考にした上で対象者の直接面接による訪問調査が不可欠である。

本調査の結果からも明らかのように、学校に就学している子どもの状況も居住異動に起因し、大変揺れた状況にある。

ある時点における就学・不就学の状況だけでなく、就学を継続できる環境調査や不就学を生じさせる要因分析や調査が重要である。

### 3) 調査項目の検討と考察

【前期】の調査票は10項目、【後期】の調査票は17項目（うち、保護者には3項目）で、調査項目としては適当であった。

調査項目が子どもの教育課題に限定した内容であったことが、回答や協力を得やすかった要因と考える。

但し、対象者の言語能力や読み書き能力を把握するための項目については、その結果の分析が不十分となっている。

### 4) 調査実施主体と協働事業

本調査は、行政、民間団体、研究者の協働調査として実施された。

また、同時に、広域行政機関である岐阜県と

可児市との協働でもあり、また、一般行政機関と教育委員会との協働でもあった。

これらの行政機関は、その立場は異なるものの、外国人の子どもの不就学の状況の解決に向けた現状把握の必要性の認識では一致し、協働団体として本調査を行った。

岐阜県においては、これまでもブラジル国籍住民への支援施策を続けてきており、2003(平成15)年度事業の「外国籍未就学児童支援事業」を予定していた。

その内容は、外国人が集住している県内3市を対象にして、未就学児童の聞き取り調査、生活相談事業、保護者への教育意識調査であった。その調査結果を基に、就学を促進する環境整備と教育委員会への資料提供、国への支援制度の創設へ活用する予定である。

また、可児市においては、教育委員会・学校と可児市国際交流協会の連携を基盤に、外国人の子どもの教育環境整備に向けて取り組みを続けてきた。特に、ブラジル人学校への支援や不就学の子どもの現状把握を目的とする在住ブラジルの子どもの対象とした、アンケート調査に取り組んだ経験を持っていた。

また、NGO「外国人の子どもの教育と人権ネットワーク」は、1998年から2000年にかけて東海地方の外国人の子どもの人権と教育の課題を調査し、問題解決のための提言を公表した「ジュビリー2000子どもキャンペーン」が解散した後に、残された課題を継承し、解決するため、関係する団体や活動を結び合わせ、相互の連携と情報交換を図ることを目的とし2002年設立された団体である。

同ネットワークでは、外国人の子どもの教育課題に取り組むさまざまな活動を連携させるとともに、外国人の子どもの教育にかかわる総合的調査を提言し、協働調査の準備を行っていた。

大阪大学大学院人間科学研究科(国際協力論・中村ゼミ)では、厚生労働省子ども家庭総

合研究事業「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」班として、2000年から多民族社会での母子保健サービスと実態調査研究を行ってきた。特に、外国人の子どもの「生育環境」からみえる課題として母語教育を1つのテーマに外国人のコミュニティに関する調査研究を行ってきた。また2002年からは、群馬県太田市にて実践研究を開始した。

また同ゼミでは、関西地区で在日外国人の自立支援に関心をもつ大学関係者・NGO/NPO・行政関係者・市民から構成されるネットワークを作り、定期的に勉強会を開催したり、情報交換などを行い、在住外国人を取り巻く幅広い知識の蓄積を含め、実践的な研究を進めてきた。

それぞれの取り組みや不就学の解決のための基礎的調査の必要性への認識が、協働団体で一致し、調査研究主体として研究班があたり、可児市、可児市教育委員会、岐阜県、岐阜県教育委員会、可児市国際交流協会、(財)岐阜県国際交流センターの協働による調査研究となった。

岐阜県では、「外国籍未就学児童支援事業」を(財)岐阜県国際交流センターに委託し、その実施にあたり研究班の協力を求めるとともに、可児市における本調査のうち後期実施分を県の調査の一部として実施した。

本調査の後期調査とは時期は異なるものの、県内外国人集住2市(大垣市、美濃加茂市)において、対象の国籍は限定して、自記によるアンケート方式による調査を行った。

その結果については、(財)岐阜県国際交流センター及び岐阜県国際室により報告された。

本調査における実施体制の特徴は、各地での就学状況調査と異なり、大学研究者と複数の行政機関と民間団体との協働で行われたことである。また、行政機関の立場を越えて連携し、調査研究を協働で行ったことは、外国人の子どもの教育課題を解決する基盤づくりとしても意義がある。

また、2003年8月には、可児市国際交流協会と研究班が主催(可児市・可児市教育委員会・岐阜県国際交流センターが共催、岐阜県・岐阜県教育委員会が後援)し、広く市民向けに本調査の中間報告会を開催した。可児市民だけでなく岐阜県下市町村の外国人支援担当職員も多く参加した。

可児市と可児市国際交流協会では、2003年10月に本調査の中間報告書を発行し、共生社会づくりに向けて広く市民向けの啓発を行った(発行部数450部)。

2004年3月には、可児市国際交流協会と研究班が主催(可児市・可児市教育委員会・岐阜県国際交流センターが共催、岐阜県・岐阜県教育委員会が後援)し、本調査の報告会を開催した。

可児市と可児市国際交流協会では、こうした協働調査研究の実施と研究成果をまとめて、本調査の報告書を2004年3月に発行した。

岐阜県によって、同報告書は、外国人の子どもの教育問題に限らず、外国籍住民の支援施策の資料として活用され、外国人集住県である東海地方の首長会議における課題の中にも外国人の子どもの教育支援の方向性がある<sup>54</sup>。

可児市においては、本調査の実践により、市政の課題と位置づけられ、施策へと反映させる方向性が明らかになった<sup>55</sup>。

平成16年第2回可児市議会定例会(2004年3月2日)にて、可児市長の施政方針発言「国際交流につきましては、(中略)研究機関との協働による「外国人の子どもの教育環境に関する実態調査」をさらに進め、その調査結果を、外国人にも暮らしやすいまちづくりに反映させてまいります。

<sup>54</sup> 例えば、中日新聞2004年1月15日参照。

<sup>55</sup> 平成16年第2回可児市議会定例会(2004年3月2日)にて、可児市長の施政方針発言(施政方針「5共に育むふれあい交流都市をつくる」)より、抜粋。

## F. 提言

本調査結果より、以下5点を提言する。

### 1. 外国人住民への行政サービス向上に繋がる住民としての外国人登録制度の改善

#### <理由と説明>

(1) 現行の外国人登録制度は、外国人の管理を中心とした制度の側面が強いため、外国人への行政サービスの向上が図られるように改善するべきである。

(2) 現行の外国人の再入国許可制度は、外国人登録制度との連携がなく、市町村では外国人住民の長期間の居住していない状況が把握されない。

(3) 外国人集住都市会議参加都市による「浜松宣言」の提言においても、現行の外国人登録制度の見直しを挙げている。

#### <参考>

【浜松宣言「外国人登録等諸手続き」についての提言より、抜粋】

「定住者」または「日本人の配偶者等」等の在留資格を持ち長期間定住する南米日系人はもとより、90日以上滞在する外国人住民は、外国人登録により、居住関係及び身分関係を明確にし、保険・福祉等の行政サービスを受けるとともに、例えば印鑑登録もできるなど、その行政区域における住民としての社会的な諸権利や義務も生じることとなる。

しかし、基本となる外国人登録制度は、日本人の住民基本台帳と手続きの内容が異なり、他の行政処理上の障害となっていることも事実である。

こうしたことから、日本人住民と外国籍住民との登録システム及び関係する法律や諸制度の差異を極力少なくし、等しく行政サービスを楽しむようにするとともにさらには、地域

共生に資する諸制度の改善を望むものである。

【NPO法人フロンティアとよはし ニュースレター18号2004年2月10日発行より、抜粋】

豊橋市議会は12月22日「日系外国人に関する法律及び制度の改善を求める意見書」を可決、内閣総理大臣はじめ衆参両院議長らに送付した。諸課題の多くが現行法制度に起因していることを指摘し、改善を求めている(中略)。要望 外国人登録のシステムの電算化、入国管理局と自治体のネットワーク化などの連携化に取り組む。

### 2. 外国人の子どもへの教育の権利を明確化し、初等教育(日本の義務教育段階)の保障を制度的に確立

当面は、「小学校新入生」を対象に実施している「就学案内」の多言語化を進めるとともに、就学手続きをしなかった外国人の子どもへの就学状況の把握、就学援助や就学手続きの言語的サポートなどを積極的に行う必要がある。

また、地域での日本語教育・教室、学習支援などの外国人の子どもへの支援活動や外国人を雇用している地域の企業(派遣元企業・派遣先企業)とも連携して、不就学の子どもへの減少を図ることが必要である。

#### <理由と説明>

(1) 日本で暮らす外国人の子どもを義務教育(初等教育)から除外することは、「子どもの権利条約」に反しており、かつ日本社会の中で教育を受けられない子どもを作り出している。

新入生だけでなく、就学年齢の子どもへの就学状況を継続して把握することが重要であり、就学が継続できるようなサポートへの取り組みも必要とされる。

(2) 外国人集住都市会議参加都市による「浜松宣言」の提言においても、現行の教育の見直

しを挙げている。

#### < 参考 >

【浜松宣言「教育」についての提言より、抜粋】

外国人住民が増加し、その滞在期間が長期化傾向にあるなかで、外国人の子ども達の教育の在り方が問われている。

特に、公立学校に通う児童生徒の日本語指導をはじめ、その子ども達の適性に合ったきめ細かな教育の充実が必要である。

また一方、小中学校就学年齢にありながら、不就学の子ども達の存在は、将来の地域社会にとって大きな問題である。これら不就学の子ども達に対して、公立小中学校への就学促進や、外国人学校への就学支援、さらには生活サポートのための施策など、滞在形態の実情に対応した教育環境の整備も必要になってきている。

さらに、日本人住民自らも、外国籍住民への理解を深めるとともに、教育による人づくりが、外国籍住民との共生社会実現に向けてのまちづくりの原点であることを認識し、13 都市が連携して積極的に取り組んでいく。

### 3 . 外国人学校の法的位置づけの改善と日本の学校教育システムとの連携できる制度づくり

#### < 理由と説明 >

( 1 ) 外国人の子ども達の教育を保障する上で、外国人学校の役割は重要であるため、当面は、ブラジル人学校などの学校法人でない学校(多くのブラジル人学校は有限会社や個人経営)への教育的・経済的支援が必要である。

( 2 ) 初等教育(義務教育段階の教育)は、無償であることが国際基準であり、ブラジル人学校など外国人学校への就学を支えるための経済的支援が必要である。

( 3 ) 外国人学校へ通う子ども達に対し、学校保健への取り組みはまったく行われておらず、子ども達の健康管理のためのサポートは急務である。また、多くの子どもが集まる施設では、結核や感染症などの集団発生の可能性があり、子どもたちの健康管理を行うことは、地域社会としても重要なことである。

#### < 参考 >

【外国籍児童就学支援基金(サンタプロジェクト)パンフレットより、抜粋】

母国語教室は、公的な支援が受けられないため、授業料などの家庭の負担がとて大きくなっています。そこで、私たち外国籍児童就学援助委員会(事務局 財団法人長野県国際交流推進協会)は、2002 年 10 月、皆様からの寄付で母国語教室で学ぶ子ども達の援助をはじめました。

【ブラジル人学校の健康診断実施に関する事例の解説】

#### 愛知県豊橋市の事例

2001 年度から開始し、2003 年度から健康課事業の結核予防事業として行政(豊橋市保健所)と NPO の協働「ブラジル学校検診会」が行われている。

#### 静岡県浜松市の事例

2002 年度から「浜松外国人医療援助会」では浜松市内にある 3 つのブラジル人学校との合意のもとに、これらの学校へ通う児童生徒を対象とした検診事業を実施している。

#### 群馬県の事例

2003(平成 15)年度文部科学省地域貢献特別支援事業として群馬大学は「多文化共生サポートシステムの開発・実践」をし、多文化地域において緊急性の高い子ども達の教育と医療への課題解決に向けて外国人学校検診を実施している。

#### 4. 日本の学校に通う外国人の子ども達の多様性の尊重と学習保障の改善

##### <理由と解説>

(1)日本の学校に通う外国人の子ども達は多様な言語的文化的背景を持っていることに留意し、子ども達の母語・母文化保持を尊重し、かつそれを学べる機会の拡大は必要である。

(2)日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導を担当する教員たちは努力されサポートしているものの、現場では通訳や人的不足のための増員を強く求めている。

(3)外国人の子ども達の保護者は、子ども達の教育や将来について大きな関心を持っているものの、「デカセギ」の長時間労働の状況や日本の学校教育制度への理解が少ないことから、保護者の教育意識の低さと誤解されることが多い。言語的文化的な違いにより、日本の学校教育への不安や母語能力低下の心配もあり、保護者と学校をつなぐ言語的サポートが継続して必要である。

(4)「高校希望者全入」を実現し、外国人の子ども達の希望者にも幅広く公立高校への進学を保障すべきである。そのために、高校入試制度の改善や多言語による進路ガイダンスの実施、学習サポートは必要である。

(5)初等教育(義務教育段階の教育)を途中で中断したり、受けないままに15歳を超えた外国人の子どもも、教育を受ける権利はある。初等教育を終了できる機会が保障されるべきであり、そのための支援が必要である。

##### <参考>

###### 【各地外国人特別入試枠の事例】

###### 愛知県の事例

県立高校3校において、保護者とともに県内に住所を有し、外国籍を有する者であって、原

則として小学校第4学年以上の学年に編入学した者を対象に、一般入試に先立って入学選抜を行っている。

入学後は、学校により時間数の差があるが、国、数、社の3教科で取り出し指導が実施されている。

###### 神奈川県の実例

県立高校5校、市立高校1校において、保護者とともに県内に住所を有し、外国籍を有する者であって、原則として来日後3年未満した者を対象に、在県外国人特別募集枠(2004年度入試では計59名)を設けている。

措置の内容として、漢字にルビが振られるなどの配慮がされている。いずれも県内全域募集しており、日本語を母語としない生徒の受け入れを行っている。

入学後は、学校により多少取り組みも異なるが、取り出し授業、母語保障の授業などが実施させている。

###### 大阪府の実例

公立高校受験上の特別措置(配慮事項)の他、1990年度入試から始まった「海外帰国生選抜」と2001年度入試から始まった「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」がある(それぞれ対象者やその条件が違う)。

###### \*公立高校受験上の特別措置(配慮事項)

該当者に対し、学力検査時間の延長、辞書持込、漢字のルビ打ち、キーワードの外国語併記の他、学科によっては小論文の際に日本語以外の使用が可能な場合もある。

入学後は、学校により取り組みも異なるが、取り出し授業、母語保障の授業などが実施させている学校もある。

#### 5. 地域による継続的な外国人の子ども

## の教育実態調査の実施

### <理由と説明>

(1) 少子高齢社会の中で、同年齢の人口に対する外国人の子どもの占める比率は増加しており、とりわけ、就学年齢前の外国人の子どもの数は、就学年齢期の子ども数の2倍となっている。今後の就学や教育、行政サービスを考える上でも、現状把握のための子ども調査は必要不可欠である。

5年ごとに実施される国の基本調査「国勢調査」と連動し、外国人の子どもの生育環境を把握することも今後は必要であるとする。

(2) 外国人への行政サービスや施策を検討する際や、外国人住民を対象に調査を実施する際には、外国人の変動的な就労状況や影響、それによって影響される居住移動などを考慮し、広域的な取り組みが必要である。

市町村の枠を超えて、相互の連携や経験交流などを促進し、行政サービスの向上を進めることが重要である。

外国人の子どもの就学や教育を考える上でも、ブラジル人学校や託児所など子どもの居住地域を越えた通学・通所の状況などがあり、居住地域のみでは状況の把握すら難しい状況がある。

### <参考>

#### 【愛知県豊橋市の事例】

豊橋市長、豊橋市議会議長に対する外国人対応職員の配置等についての要望(2001年7月23日)として、6. 国勢調査の外国人統計抽出要請があげられている。

以上

## G. 謝辞【本調査協力者および協力団体】

本調査は、多くの方々のご協力により、実施

することができました。心から感謝と御礼を申し上げます(順不同、敬称略)。

### 協力調査員

可児市国際交流協会ボランティアスタッフ

井戸 理恵、大口 裕子、各務 眞弓、桑山 理子、本田 恵望、瀨藤ゆかり

ブラジル人相談員(財)岐阜県国際交流センター派遣 ブラジル人相談員)

ルイザ 安代 岩本 桜井、国沢エミ

### 調査協働団体

可児市、可児市教育委員会、可児市国際交流協会、岐阜県、岐阜県教育委員会、(財)岐阜県国際交流センター

### 調査協力団体

カトリック美濃加茂教会、カヤバ工業株式会社岐阜事業所、在日本大韓国民団岐阜県地方本部中濃支部、在日本朝鮮人総聯合会岐阜県本部、可児市土田自治連合会、Brazilian School(美濃加茂)、Instituto Educacional Emmanuel(可児)

### 依頼文配布に関する協力企業等

アイキ(株)、エヌケイ産業(有)、三協(株)、東陽ワーク(株)、西川産業(株)、林田工業(有)、バロン警備保障(株)可児支店、ブラジル食材店「クリチバ」、ブラジル食材店「タカラ」、ブラジル食材店「the amigos」

### 本調査実施期間中の事務局協力

可児市国際交流協会事務局、可児市国際交流協会ボランティアスタッフ

## H. 参考文献

朝日新聞社(2000)多民族社会をつくろう。講

- 座 5 月号
- Cummis, Jim (1989) Empowering Minority Students. California Association for Bilingual Education DiazRico, L.T and K.Z.Weed, op.cit.
- 福岡安則 (1993) 在日韓国・朝鮮人. 中公新書 .
- 外国籍児童就学援助委員会 (2003) SANTA から  
のプレゼント - 外国籍児童就学支援活動報  
告書
- 外国人学習サポート協議会 (2003) 外国人児童  
生徒サポート教室事業 (カナリーニョ教室)  
事業経過報告 (平成 14 年 4 月 ~ 平成 15 年 2  
月現在まで)
- 外国人集住地域ネットワーク報告書作成委員  
(2004) すべての人が住みやすい地域づくり  
をめざして. 平成 15 年度愛知県多文化共生  
プロジェクト事業 外国人集住地域ネットワ  
ーク報告書
- 外国人集住都市会議事務局 (2004) 豊田市社会  
部自治振興課 外国人青少年の教育と就労問  
題報告書. 外国人集住都市会議シンポジウム  
in 豊田
- 外国人登録事務法令研究会編 (2000) Q & A 改  
正外国人登録法. 日本加除出版
- 群馬県邑楽郡大泉町教育委員会 (2004) 平 14・  
15 年度 帰国・外国人児童生徒と共に進める  
教育の国際化推進地域「不就学外国人児童生  
徒の実態把握と就学支援のあり方」
- 原尻英樹 (1998) 在日としてのコリアン . 講談社  
新書
- 法務省入国管理局 <http://www.moj.go.jp/>
- 法務省入国管理局監修 入管協会編 (1991). 入  
国・在留マニュアル. 第一法規出版
- 今津孝次郎・松本一子編 (2002) 東海地域の  
新来外国人学校 増補改訂版
- ジュビリー2000 子どもキャンペーン (2001) 日  
本で生まれたすべての子どもの命と人権の  
保障を
- 小島祥美 (2001) 「家族」と教育ニーズ - 日系ペ  
ルー人家庭との関わりから . KOBE 外国人支  
援ネットワーク編 . 在日マイノリティスタデ  
ィーズ 日系南米人の子どもと母語教育 .  
小島祥美 (2002) 日本で暮らす多様な言語背景  
を持つ子どもの母語教育の意義と今後の展  
開 - 南米出身コミュニティの活動とニーズ  
から検討 . 大阪大学大学院修士論文
- 国立国語研究所 (2003) 多言語環境にある子ど  
もの言語能力の評価 . 日本語教育ブックレ  
ット 1
- 総合的な国際理解教育教材情報整備のための  
検討委員会 (2003) 多文化共生教育をめぐる  
課題と展望 - 情報共有、学校と地域の連携の  
問題をめぐって . (財) 神奈川県国際交流協  
会
- 李節子 (2003) 国際結婚と多民族化する日本人 .  
チャイルド・ヘルス Vol.6 No.1
- リリ川村 (2000) 日本社会とブラジル人移民 -  
新しい文化の創造をめざして . 明石書店
- リリアン テルミ ハタノ (2002) 外国人の子ど  
もたちの学校への不安と不登校. 21 世紀兵  
庫の学校デザイン - 理念・調査・提言 - 外国  
人の子どもに関する教育将来構想検討委員  
会報告 . 兵庫県在日外国人教育研究協議会 .  
第 3 章
- 三重県教育委員会 (2003) 外国人等児童生徒の  
人権に係わる教育指針
- 宮島喬 (2003) 共に生きられる日本へ. 有斐閣選  
書
- 文部科学省. 日本語指導が必要な外国人児童生  
徒の受入れ状況等に関する調査 (平成 14 年  
度)」の結果  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/15/  
02/030220.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/02/030220.htm)
- 文部科学省. 不登校問題に関する調査研究につ  
いて  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/200  
3/03041134.htm#01](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03041134.htm#01)
- 文部科学省生涯学習政策局調査企画課 (2002)

- 平成 14 年度学校基本調査報告書
- 中島和子(2003)問題提起「JHL の枠組みと課題 - JSL/JFL とどう違うか」. 母語・継承語・バイリンガル教育研究会
- 日本カトリック難民移住移動者委員会(2003) マルチカルチャーに生きる 子どもたちの叫び「外国籍の未就学児に関するアンケート」調査報告
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会(1997)1992 年度第 22 号人権侵犯救済申立事件 朝鮮人学校の資格助成問題に関する人権救済申立事件調査報告書
- 野山広(2000)地域社会における青少年への日本語教育の現状と課題 .日本のバイリンガル教育 . 明石書店 . 5 章
- 小野博(1989)海外帰国児童・生徒の英語と日本語語彙の変化 .異文化間教育 3 号 .アカデミ出版 .
- 太田晴雄(2000<sup>a</sup>)日本国籍を有しない子どもの不就学の現状 - 基礎教育を受ける権利を享受できない子どもたち . 科学研究費報告書 外国籍住民と社会的・文化的受入施策 .2000
- 太田晴雄(2000<sup>b</sup>)ニューカマーの子どもと日本の学校 . 国際書院
- 坂中秀徳(2000<sup>a</sup>) 21 世紀の外国人政策 - 人口減少時代の日本の選択と出入国管理 .国際人流 2000 年 10 月号
- 坂中秀徳(2000<sup>b</sup>) 全訂出入国管理及び難民認定法 逐条解説 .日本加除出版
- (社)日本経済団体連合会 産業問題委員会・雇用委員会(2003)外国人受け入れ問題に関する中間とりまとめ - 多様性のダイナミズムを実現するために「人材開国」を
- 志水宏吉・清水睦美編著(2001)ニューカマーと教育 . 明石書店
- 就学事務研究会編(1993)改訂版就学事務ハンドブック . 第一法規
- 新版学校教育辞典(2003)教育出版
- Skutnabb-kangas.T (1981) Bilingualism or Not: The Education of Minorities . Clevedon:Multilingual Matters
- 総務庁行政監察局編(1997)教育の国際化を目指して - 日本語指導が必要な外国人子女や帰国子女の教育の現状と課題
- 総務省行政評価局 (2003) 外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知 - 公立の義務教育諸学校への受入れ推進を中心として
- 鈴木江里子(2002)外国籍の子どもたちの教育 - 21 世紀教育改革への問題提起 .未来経営 5 号 .
- 多文化共生教育研究委員会(2003)「多文化」化の中での就学・学習権の保障 .教育総研・多文化共生教育研究委員会報告書
- 多文化共生センター・東京 21(2002)東京都 23 区の公立学校における外国籍児童・生徒の教育の実態調査報告 VoL.3
- 田中宏(1999)外国人学校生の大学受験 門戸は開いたか .世界 1999 年 9 月号
- 田中宏(2003)国際化に逆行する外国人学校の資格問題 .潮 2003 年 7 月号
- 田島久蔵、山脇千賀子(2003)デカセギ現象の 20 年をふりかえる : その特徴と研究動向 .ラテンアメリカ・カリブ研究 10 号
- 安場淳(2003)各都道府県による“中国帰国生徒・外国人生徒”の進学保障の現状 - 公立高校の入試特別措置の設置状況についての調査報告 .中国帰国者定住促進センター 紀要第 10 号
- (財)厚生統計協会(2003)日本における人口動態 - 外国人を含む人口動態統計
- (財)入管協会(2003)15 年版在留外国人統計
- (財)豊田市国際交流協会(2001<sup>a</sup>)2000 年度豊田市国際化推進事業委託報告書
- (財)豊田市国際交流協会(2001<sup>b</sup>)2000 年度外国人不就学児童・生徒のための日本語教室運営委託事業報告書
- (財)海外日系人協会(2003)日系就労者子弟の

## I. 研究発表

### 1. 論文発表

小島祥美、中村安秀、横尾明親. 行政・民間団体・大学研究者による協働研究・調査「外国人の子どもたちの教育環境に関する実態調査 - 可児市の試み・中間報告書（前期調査のまとめ）. 岐阜県可児市、岐阜県可児市国際交流協会発行. 2003年10月.

### 2. 報告会

1) 小島祥美、中村安秀、横尾明親. 行政・民間団体・大学研究者による協働研究・調査 可児市の試み「多民族文化社会にある外国人の子どもたちの現状」. 本調査中間報告会(岐阜県可児市). 2003年8月27日

2) 小島祥美. 行政・NGO・大学研究者による協働研究調査「外国人の子どもたちの教育環境」. 岐阜大学総合情報メディアセンター 生涯学習システム開発研究部門主催 シリーズ現代的課題と生涯学習・在日外国人の生活と学習 - 国際化と生涯学習その2 (岐阜県岐阜市). 2003年12月14日

3) 小島祥美、中村安秀、横尾明親. 行政・民間団体・大学研究者による協働研究・調査 可児市の試み「在住外国人の子どもたちの教育環境を探る」. 本調査報告会(岐阜県可児市). 2004年3月7日

4) 小島祥美、中村裕. 「ニューカマー集住地域可児市での取組み～子どもたちの環境と日本語指導」. 開かれた地域社会をめざして. 東海日本語ネットワーク主催 日本語ボランティア研修 2003 (愛知県名古屋市). 2004年3月13日

5) 小島祥美. 「在住外国人の子どもたち：地域社会での取組みと課題～子どもたちの教育環

境調査を終えて」. 地域主体の国際協力・岐阜3月例会(岐阜県岐阜市). 2004年3月26日

### 3. 新聞などの記事

1) 岐阜県可児市国際交流協会広報誌かけはし. 在住外国人の子どもたちの教育環境について - 多文化社会になりつつある可児市での調査活動から. 2003年8月通巻第8号.

2) 中日新聞. いじめで未就学の現状も 在住外国人の子どもたちの教育 可児のシンポで報告. 2003年8月28日.

3) (財)岐阜県国際交流センター情報誌 世界はひとつ. 可児市での取り組み 行政・民間団体・大学研究者による協働研究・調査 外国人の子どもたちの教育環境に関する実態調査. 2003年9月号 No65.

4) ブラジル・ポルトガル語新聞 tudo bem. Evasao entre jovens e maior. 2003年9月2日 No.547

5) ブラジル・サンパウロ新聞. おざなりにされている公教育 外国人子弟に冷たい 可児市で調査の小島さん報告. 2003年9月9日.

6) ブラジル・ニッケイ新聞. 外国人の子ども教育 可児市で調査、中間報告. 2003年11月1日.

7) ブラジル・サンパウロ新聞. 初等教育享受機会の保障提言資料に 行政施策に反映の期待込め 岐阜県可児市が意欲的な試み. 2003年11月1日.

8) ブラジル・ポルトガル語新聞 Internacional Press. Pesquisadora defende ensino obrigatorio para brasileiros. 2004年3月13日.

9) ブラジル・ポルトガル語新聞 tudo bem. Pesquisadora defende ensino obrigatorio para estrangeiros. 2004年3月16日 No.575

## J. 参考資料

## 【参考資料 日本が加入している条約等】

### 1) 児童の権利に関する条約<sup>56</sup>

第2条 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」

第28条 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、(a)初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」

### 2) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)<sup>57</sup>

第十三条 「1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締結国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1 の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」

### 2) 教育基本法

公布：昭和22年3月31日 法25号 施行：昭和22年3月31日(附則)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第二条(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」

<sup>56</sup> 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> より、抜粋

<sup>57</sup> 外務省 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html) より、抜粋

【参考資料 外国人集住都市会議資料】

外国人集住都市会議 (東京・2002年)資料より、抜粋  
 2.就学支援の充実について  
 外国人の子どもたちの就学状況 (平成14年度)

都市名	就学学齢外国人 (外国人登録) A	就学者 B	外国人学校 在籍数 C	不就学者 D A - (B+C)	不就学率 D/A*100	備考
浜松市	1556	873	358	325	20.9%	
磐田市	270	118	91	61	22.6%	
湖西市	169	116	不明	58	34.3%	*外国人学校在籍者含む
富士市	274	191	0	83	30.3%	
豊橋市	1100	644	250	206	18.7%	
豊田市	819	431	236	75	9.1%	*帰国転居等除く
大垣市	364	212	不明	152	41.8%	*外国人学校在籍者含む
可児市	258	91	74	93	36.0%	
美濃加茂市	238	110	74	54	22.7%	
四日市市	461	274	109	78	16.9%	
鈴鹿市	497	167	50	280	56.3%	
太田市	502	233	91	178	35.5%	
大泉町	646	313	109	224	34.7%	
飯田市	195	149	0	46	23.6%	

鈴鹿市の不就学率については、数値の高さに驚いたボランティアが計算方法を確認した結果、在日コリアンが含まれていないこと等が判明、再計算の結果、34%程度と割り出された。この他、外国人学校の在籍者数についても若干再調査の余地があるが、調査結果は UBJ (絆・ブラジル・日本) という日系グループによって推定されたと聞いている数値に近いものだったとのことである」(安場 2003:29)

## 参考資料 ・可児市個人情報保護審査会 提出資料 1】

### 外国人の子どもの教育環境に関する実態調査

外国人家庭の居住実態及び学齢期にある外国人の子どもの実態調査に関する  
具体的調査方法（案）

### 外国人家庭の居住実態及び学齢期にある外国人の子どもの教育環境実態調査

対象：可児市に居住する外国人住民

調査方法： 外国人登録に基づいた居住実態に関する訪問調査

居住外国人に対する質問票を用いたインタビュー調査

6～15才の外国人住民に対する質問票を用いたインタビュー調査

調査時期：調査期間中 2 回実施（2003 年 5 月及び 10 月）

目的： 外国人登録者数と実際に居住する外国人数の差異を明らかにする

地域ごとの登録者数の年次変化を明らかにする

学齢期にある子どもの数と就学状況・就学先を明らかにする

### 可児市からの個人情報の外部提供（予定）

外国人登録情報

学校在籍情報

### 調査の手順（別紙 図を参照）

個人情報の提供（連名簿等）にもとづき、調査票（個人票）に情報内容を転記する。

（名簿の複写は行わない）

転記後、調査票（個人票）は可児市国際交流協会内の保管庫に保存する。

個人情報の提供を受けた連名簿等は、転記処理後、可児市・可児市教育委員会に返却する。

調査対象となった子どもの世帯あてに、訪問により調査協力の依頼を行う。日本語・外国語の  
説明と依頼文書を持参する。

調査員への研修を実施する。

調査員が、対象世帯を訪問し、インタビュー調査を行う。

（訪問する世帯の調査票のみ保管庫から持ち出し、持参する。調査票持ち出しの記録を残す）

訪問調査終了後は、調査責任者（小島）が記入もれのないことを確認し、調査票の上部の個人  
情報部分を切り取り、保管庫で保管する。

調査票の下部の調査事項については、入力データ化（原則として数値化）して、研究班の専用  
パソコンでデータ入力する。

入力済みの調査票については、ファイルにつづり、可児市国際交流協会の保管庫で管理する。

全調査完了後、調査票（個人情報分）は、可児市に返却し、廃棄いただく

1) 具体的調査項目

- 1. 性別
- 2. 生年月日
- 3. 住居地区
- 4. 国籍
- 5. 出生地
- 6. 来日時期（滞在年数）
- 7. 日本の学校への在籍状況学校名、学年、学校を休む割合、転校回数
- 8. 外国人学校への在籍状況 学校名、学年、学校を休む割合、転校回数
- 9. 不就学状況の子どもの実情 不就学年数、日常のすごし場所、不就学理由、通学経験
- 10. 幼稚園・保育園への通園経験
- 11. 日本語能力
- 12. 母語能力

} 1～4については、可児市からの個人情報の提供を受ける

【注意項目】

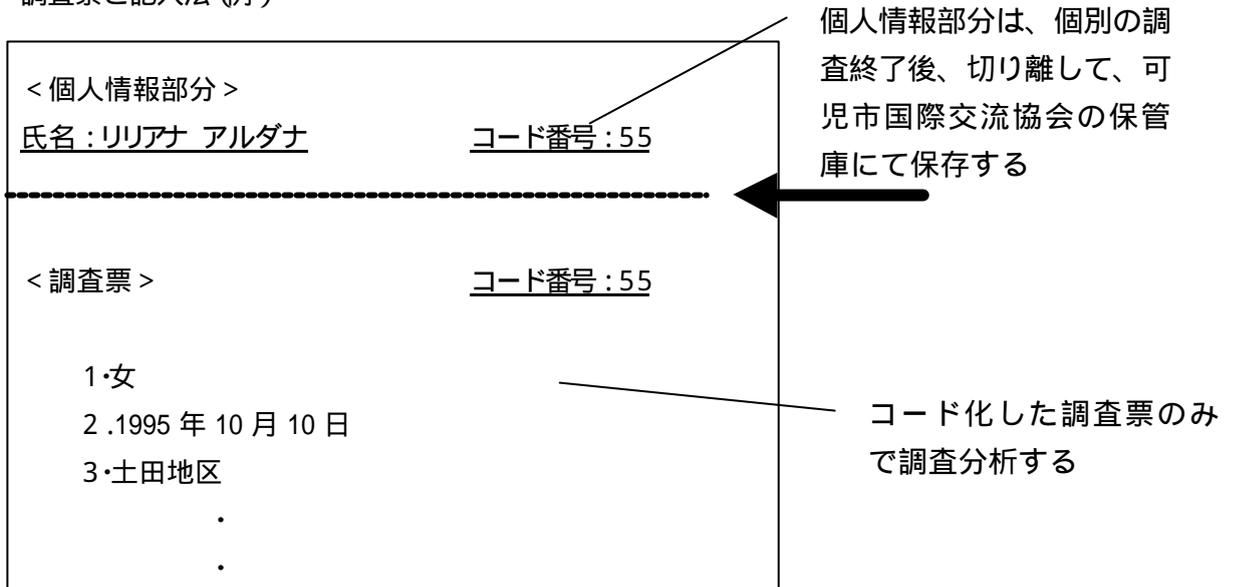
家庭状況について子どもにインタビューするのは不可  
調査の説明・依頼文書には下記の内容を表記する。

\*注意：本調査は、外国人登録法第15条の2「市町村長の事実調査」ではありません。  
本調査は、保護者・子どもの本人の同意を得て行う任意のアンケート・インタビュー調査で、調査結果も数値での集計となり、個人を特定できるような集計などはいりません。本調査は、可児市、可児市教育委員会、岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県国際交流センターのご協力を実施しています。個人のプライバシーは、堅く守られます。

2) 調査票

A4サイズ1枚で作成し、個人情報部分と調査票を切り離せるようにする。

調査票と記入法 (例)



### 3) 調査協力者への研修内容

本調査に協力くださる調査協力者に対し、下記のメニューで一日研修を実施する。  
一日研修を受講し、誓約書を交わした者のみ「調査協力者」とする。

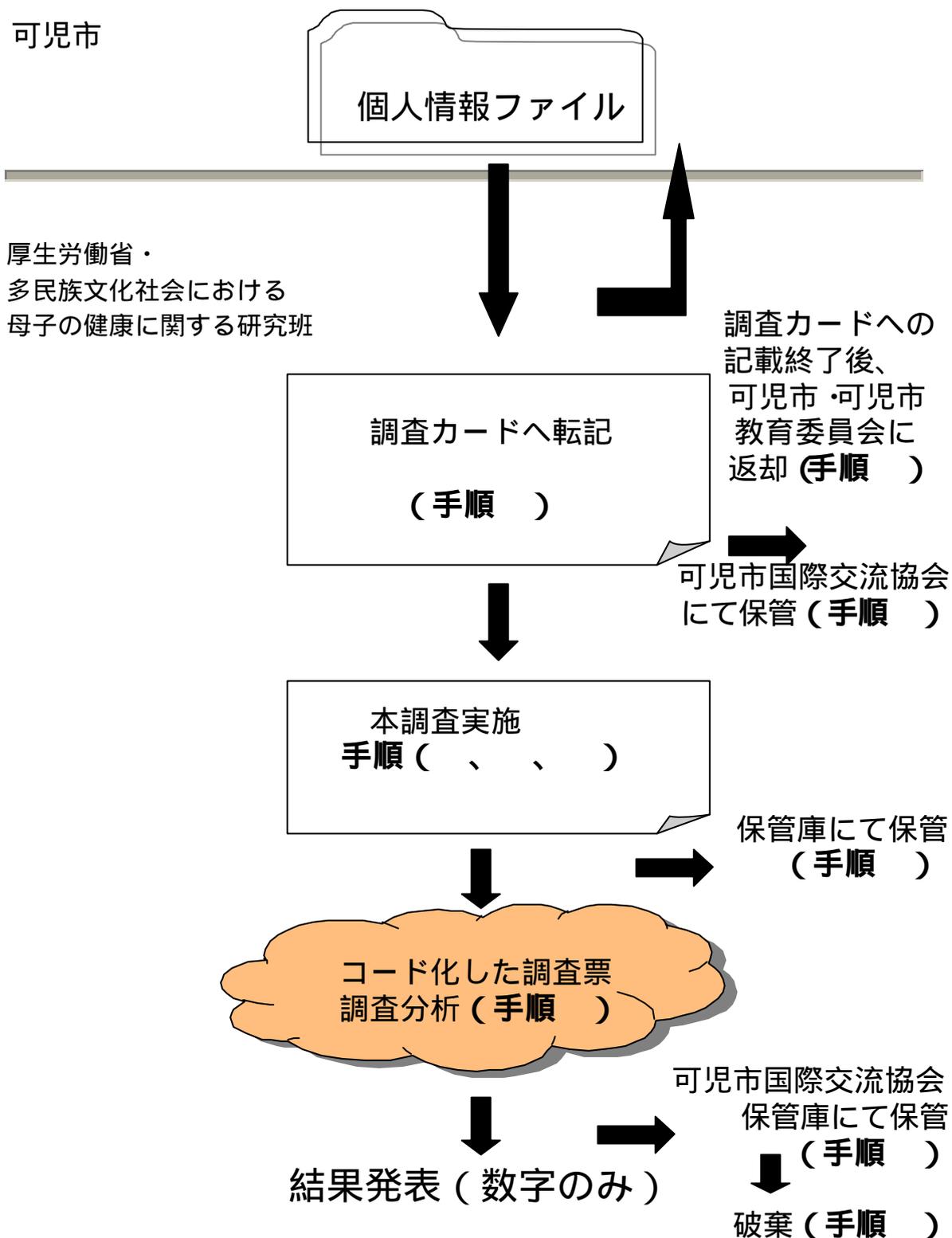
<一日研修内容>

1. 調査用紙の記入法
2. 調査対象者の見つけ方
3. 調査時の挨拶、接遇法
4. 調査時のトラブルQ&A
5. プライバシー保護と情報管理
6. 誓約書のサイン
7. 調査票の翻訳・コード化の方法

【参考資料 可児市個人情報保護審査会 提出資料 2】

外国人の子どもに関する教育環境に関する実態調査  
個人情報の保護方法・図（案）

< 個人情報の保護方法に関する流れ図 >



【参考資料 可児市個人情報保護審査会 提出資料3】

外国人の子どもの教育環境に関する実態調査  
誓約書（案）

## 誓 約 書

厚生労働省・多民族文化社会における母子の健康に関する研究班  
分担研究者 大阪大学大学院 人間科学研究科 教授

**中村 安秀 殿**

私は、厚生労働省・多民族文化社会における母子の健康に関する研究班(分担研究者 中村安秀)による「外国人の子どもの教育環境に関する実態調査」で知り得た個人のプライバシー情報を漏洩しないことを誓います。これに反した場合は、いかなる賠償にも応じます。

年 月 日

**研究調査員**

**住所**

**氏名**

**(本人自署)**

【参考資料 可児市個人情報保護審査会 提出資料4】

外国人の子どもの教育環境に関する実態調査 調査票（案）

基本情報（登録情報から転記）

1	個人コード(連番)	
2	子どもの氏名	
3	保護者(世帯主)氏名	
4	住所(居住地)	
5	子どもの国籍	

付加個人情報

8	兄弟姉妹	
9	電話番号	
10	転出情報	

基本情報（学校情報から転記）

6	在籍学校	
7	学年(基準日)	

----- 調査終了後切り取り、上部は可児市国際交流協会にて保管 -----

入力情報（事前記入）

21	個人コード	
22	性別	男 女
23	生年月日	年 月 日生
24	居住地区(校区)	
25	子どもの国籍	ブラジル 韓国・朝鮮 中国 フィリピン 他

入力コード

21	
22	1.男 2.女
23	0000/00/00
24	地区コード
25	国籍コード

調査項目

31	出生地	日本 外国( )
32	来日時期(滞在年数)	1年未満 1-3年 4-6年 7-9年 10年以上
41	日本の学校 在籍校	小学校 中学校
42	日本の学校 在籍学年	小学 中学 年生
43	学校を休む日数(登校率)	(内容検討要)
44	学校で好きなところ	自由記載(聞き取り)
45	学校で嫌いなところ	自由記載(聞き取り)
46	転校回数	転校なし 1回 2回 3回 4回以上
47	外国人学校への通学経験	経験あり(学校名 年数) 経験なし

入力コード

31	国籍コード
32	年数コード
41	学校コード
42	学年コード
43	
44	
45	
46	
47	

調査終了後切り取り、上部は可見市国際交流協会で保管

調査項目		入力コード	
51	外国人学校 在籍校	学校名	51
52	外国人学校 在籍学年	年生	52
53	学校を休む日数 (登校率)	週による出席回数	53
54	学校で好きなところ	自由記載 (聞き取り)	54
55	学校で嫌いなところ	自由記載 (聞き取り)	55
56	転校回数	転校なし 1回 2回 3回 4回以上	56
57	日本の学校への通学経験	経験あり (学校名 年数) 経験なし	57
61	学校へ通っていない	不就学年数	61
62	日常のすごし場所	自由記載 (聞き取り)	62
63	学校へ通わない理由	自由記載 (聞き取り)	63
64	日本の学校への通学経験	経験あり (学校名 年数) 経験なし	64
65	外国人学校への通学経験	経験あり (学校名 年数) 経験なし	65
71	幼・保育園への通園経験	経験あり (園名 年数) 経験なし	71
72	日本語能力	(内容検討要)	72
73	母語 (第一言語)能力	(内容検討要)	73
81	調査年月日		81
82	調査員名		82

## 参考資料 調査協力依頼文 (ルビ有 日本語 )】

ざいじゅうがいこくじん ほごしゃ かた  
在住外国人の保護者の方へ

### かにし ちょうさ きょうりょく ねが 可児市での調査にご協力をお願いします

げんざいにほんぜんこく やく まんにん がいこくじん く  
現在日本全国で約180万人の外国人が暮らしています。そして岐阜県可児市には約4,400人  
の外国人が暮らし、かにしじんこう やく  
の外国人が暮らし、可児市人口の約4.5%が外国人住民です。

わたし  
私たちは、みなさんのお子さんの様子や現状について調査を行い、お子さんが元気に育  
ち、日本に暮らし続けても帰国しても、安心して勉強できるような街づくりを実現するた  
めに役立てたいと考えています。

この調査は、かにし かにしきょういっくいいんかい かにしこくさいこくりゅうきょうかい ぎふけん ぎふけんきょうい  
この調査は、可児市、可児市教育委員会、可児市国際交流協会、岐阜県、岐阜県教育  
委員会、岐阜県国際交流センターの協力を得て、実施します。また、プライバシーの保護  
に十分に配慮し、個人を特定できる報告は一切行いませんので、ご安心ください。もち  
ろんこの調査は、ちやうさ けいさつ にゅうこくかんりきょく かんけい  
警察や入国管理局ともまったく関係ありません。

ほごしゃ  
保護者のみなさんはお忙しいと思いますが、どうぞご協力をよろしくお願いします。ま  
た、この調査に対する質問や意見があれば、遠慮なく下記の「問い合わせ先」までご連絡く  
ださい。

【日程】2003年5月

みなさんの家に担当者がうかがいます

【訪問者】小島祥美 他、可児市国際交流協会のメンバー

【問い合わせ先】

〒509-0203 可児市下恵土1198-1 総合会館分室 東棟1F

可児市国際交流協会内 子ども調査

TEL : 0574-60-1200 FAX : 0574-60-1230 E-mail:kodomochousa@mbh.nifty.com

【調査責任者】大阪大学大学院 人間科学研究科 教授 中村安秀

【調査担当者】大阪大学大学院 人間科学研究科 博士後期課程 小島祥美

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-2

大阪大学大学院 人間科学研究科 国際協力論講座

## 【参考資料 本調査の中間報告（概要）】

### 前期調査のまとめ（概要）

この調査は、可児市内に暮らす外国人の子ども（1988年4月2日～1997年4月1日生まれ）を対象に実施しています。

可児市で暮らす子どもたちの様子や現状について調査を行い、外国人の子どもたちが元気に育ち、安心して勉強できるような街づくりを実現するために役立てたいと考えています。

調査期間は、前期を2003年4月～8月、後期を9月～2004年3月とし、1年間実施します。この報告書は、前期調査（2003年4月～8月）のまとめの概要です。詳しい前期調査のまとめは、可児市役所、もしくは可児市国際交流協会で購入しています（1冊500円）。また、後期調査が終わった2004年3月には、最終報告書を作成する予定です。

この調査に対する質問や意見があれば、「問い合わせ先」までご連絡ください。

調査研究班：厚生労働省「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」班、  
大阪大学大学院人間科学研究科

協働団体：可児市、可児市教育委員会、可児市国際交流協会、  
岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県国際交流センター

### Datos obtidos da 1ª etapa da pesquisa (resumo)

Nesta pesquisa enquadram-se as crianças estrangeiras (nascidas entre 2 de abril de 1988 e 1º de abril de 1997) residentes na cidade de Kani.

A mesma tem o objetivo de visualizar os aspectos, a situação atual das crianças residentes em Kani, para que as crianças estrangeiras possam se desenvolver bem, tentando contribuir para a formação de uma cidade que ofereça condições adequadas para que elas possam prosseguir seus estudos com tranquilidade.

A 1ª fase da pesquisa foi de abril a agosto de 2003 e a 2ª fase será de setembro a março de 2004; realizada num período de 1(um ano). Este relatório é um resumo da 1ª fase (de abril a agosto de 2003). O resumo mais detalhado da 1ª etapa da pesquisa encontra-se à venda na prefeitura da cidade de Kani ou na Associação de Intercâmbio Internacional de Kani (¥500 cada exemplar). Outrossim, há previsão de elaboração de um relatório final ao término da pesquisa em março de 2004.

Caso tenha dúvidas e/ou opiniões favor entrar em contato com o local abaixo descrito.

\*Patrocínio:Ministério da Saúde e Bem-estar Social,

Universidade de Osaka, Curso de Pós-graduação em Ciências Humanas .

\*Colaboração: Cidade de Kani, Conselho Educacional de Kani, Associação de Intercâmbio

Internacional de Kani, Província de Gifu, Centro de Intercâmbio Internacional de Gifu.

## The Mid Term Research Report 2003

This investigation was conducted for the child (April 2, 1988-April 1, 1997) among the foreigners who lives in Kani-city.

Now, we would like to research their present situation and environment. The research will help to make a better Kani-city environment for these children to live and study, either staying in Japan or returning to their countries in the near future.

The first half of the investigation was scheduled from April 2003 to August 2003, and the second half of the investigation will be in September 2003 to March 2004, and it will be carried out for one year.

This report is the summary of the conclusion of first half investigation (April, 2003-August 2003). This report of investigation will be sold at the Kani-city office or the Kani International Exchange Association (@ ¥500 yen per volume). Moreover, the last report will be due in March 2004 when the second half investigation will be completed.

In this regards if there is any question about this research, please feel free to contact us at the following telephone number. Thank you very much for your cooperation's and understanding.

\*Research group: Research Center for Civil Society Graduate School of Human Sciences, Osaka University. Approved by the Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

\*Collaboration: Kani city, Kani Board of Education, Kani International Exchange Association, Gifu prefecture, Gifu Board of Education and Gifu International Exchange Center

### 【 問い合わせ先/ Office 】

〒509-0203 可児市下恵土 1198-1 総合会館分室東棟 1F 可児市国際交流協会内 子ども調査

**Office address:** Kani-shi Shimoedo 1198-1, Gifu 509-0203

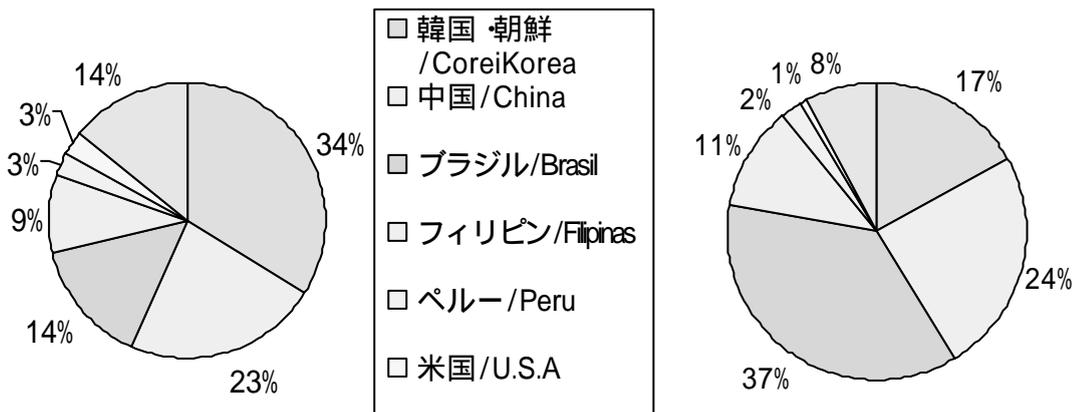
Kani International Exchange Association / Associação de Intercâmbio Internacional de Kani Kodomo-chousa

Tel 0574-60-1200 Fax 0574-60-1230 E-mail : kodomochousa@mbh.nifty.com

### 1. 外国人登録者数に関する全国と岐阜県の比較

Comparativo entre o Nº de estrangeiros registrados em Japon e em Gufu-ken

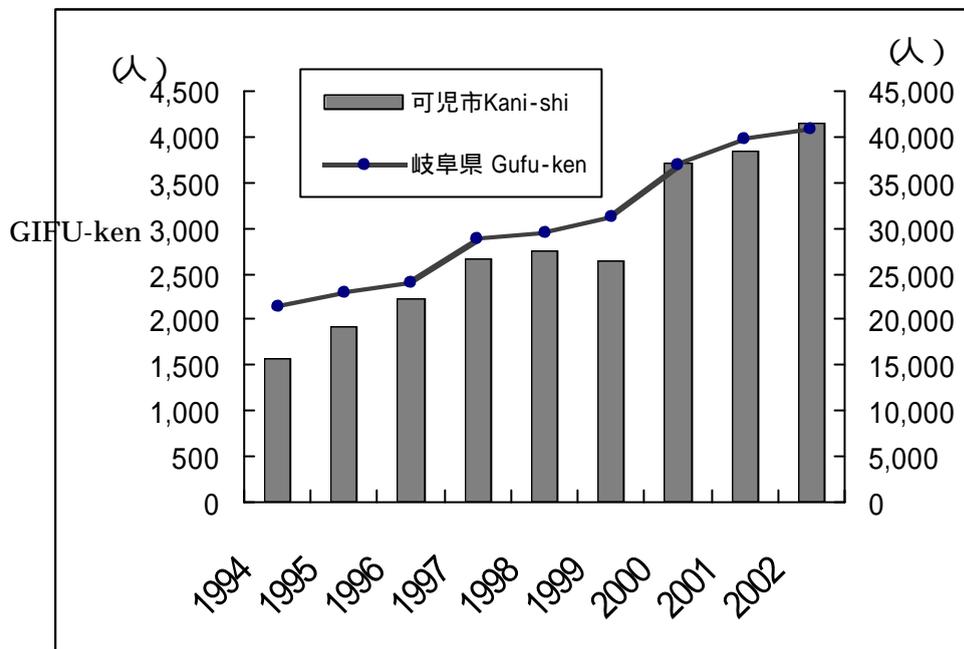
Comparison of the whole country about the number of alien registration persons, and Gifu Prefecture



2. 外国人登録者数に関する岐阜県と可児市の比較

Comparativo entre o Nº de estrangeiros registrados em Kani-shi e em Gifu-ken

Comparison of Gifu Prefecture about the number of alien registration persons, and Kani-shi



3. 「子ども」調査の結果 Resultado da pesquisa The result of investigation

1) 対象者数

total number of Children

調査中に把握した対象者数

Nº de crianças apuradas através da pesquisa

The number of children

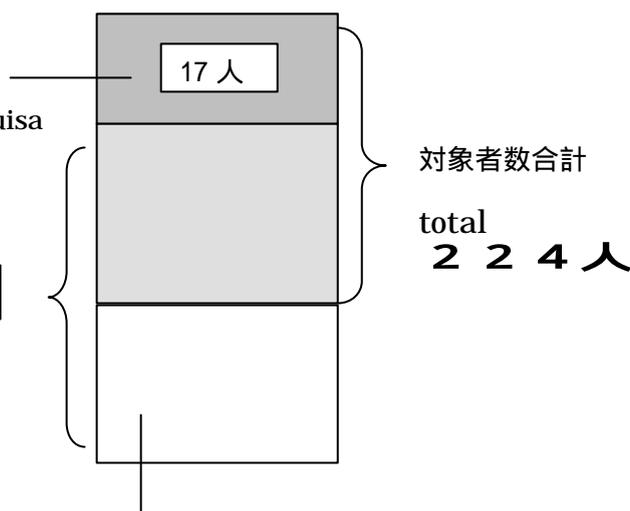
contacted during investigation

283人

可児市から提供された対象者

The number of children from Kani-shi

Nº de crianças fornecido pela prefeitura



対象者名簿に有・可児市居住無（調査対象から除外）

Nº de crianças excluídas

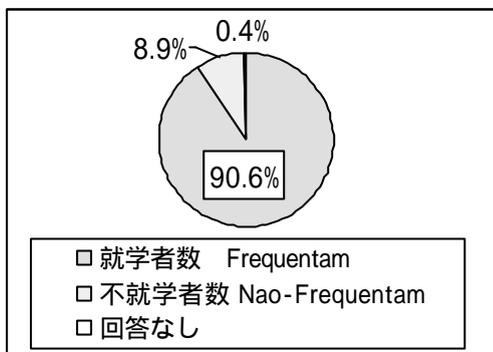
The number of children of Kani-shi

but does not reside in kani (apart from total number)

2) 就学者数と不就学数

Frequência escolar

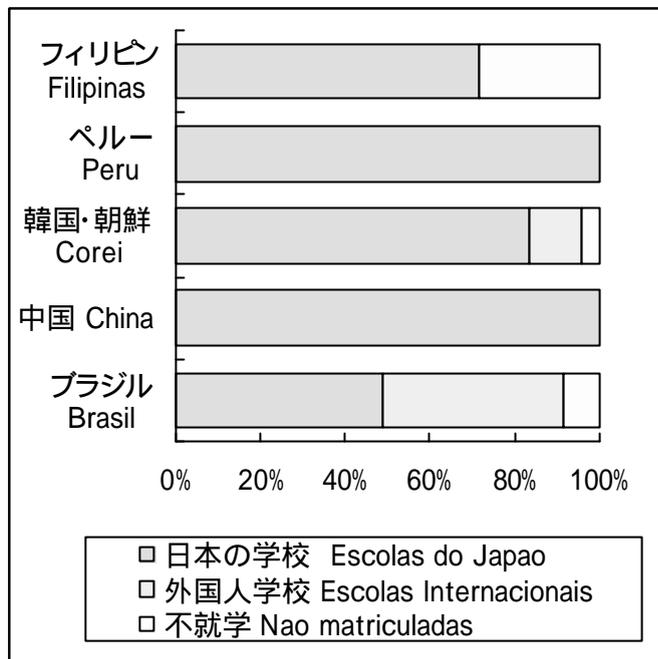
The number of children, Attending School and Not attending school



3) 国籍別就学状況

% da crianças matriculadas nas escolas por nacionalidades

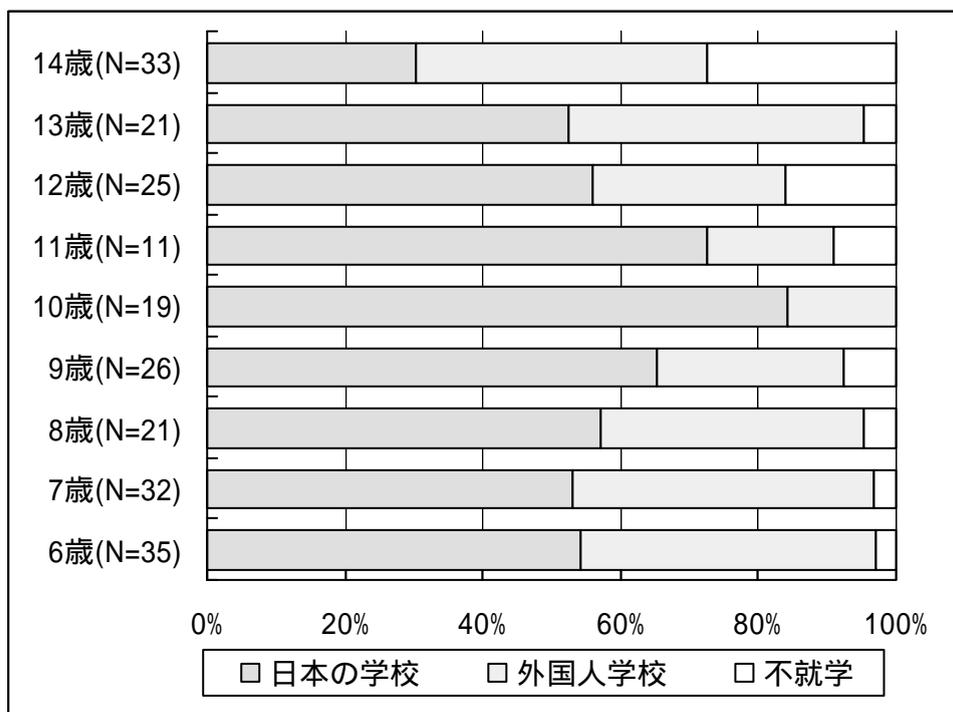
Attending School and Not attending school situation classified by nationality



4) 年齢別就学状況

% da crianças matriculadas nas escolas por idade

Attending School and Not attending school situation classified by age



【参考資料 可児市の学校】 2003年5月1日現在 出典/可児市教育委員会提供資料より、小島作成

可児市内の小学校の学校数・学級数及び児童数(学校別)

年度別 学校別	学校数			学級数			児童数								外国人再掲							
	計	本校	分校	計	普通	特学	総計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特学	総計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
平成15年度	10	10	0	182	166	16	5531	925	872	922	909	948	917	38	82	18	13	13	17	14	7	
学校名	A 小学校				19	18	1	568	92	82	97	113	97	85	2	1	1					
	B 小学校				15	13	2	443	89	63	68	72	78	64	9	48	11	7	7	11	10	2
	C 小学校				18	16	2	534	73	80	88	93	90	107	3	1			1			
	D 小学校				17	15	2	497	70	88	77	73	99	86	4	3		1	1		1	
	E 小学校				14	12	2	384	55	62	60	60	72	71	4	0						
	F 小学校				17	16	1	511	102	90	91	83	78	64	3	1			1			
	G 小学校				25	23	2	793	138	116	134	136	140	124	5	3		1	1	1		
	H 小学校				17	16	1	546	80	76	89	90	93	116	2	0						
	I 小学校				16	15	1	501	89	77	93	74	90	77	1	1						1
	J 小学校				24	22	2	754	137	138	125	115	111	123	5	24	6	4	2	5	3	4

可児市内の中学校の学校数・学級数及び生徒数(学校別) \*私立P中学校については、可児市在住者以外も含む

年度別 学校別	学校数			学級数			生徒数					外国人再掲				
	計	本校	分校	計	普通	特学	総計	1年	2年	3年	特学	総計	1年	2年	3年	
平成15年度	6	6	0	90	84	6	3241	1011	1087	1128	15	26	10	10	6	
学校名	K 中学校				22	20	2	770	280	233	255	2	23	9	8	6
	L 中学校				25	23	2	910	276	310	318	6	2		2	
	M 中学校				21	20	1	728	209	262	252	5	0			
	N 中学校				10	10	0	349	98	113	138	0	0			
	O 中学校				12	11	1	353	91	136	124	2	1	1		
	*私立 P 中学校				6	6	0	131	57	33	41	0				